

平成28年度
農林水産省独立行政法人評価有識者会議
家畜改良センター一部会

平成28年7月1日

農 林 水 産 省

午後0時55分 開会

○犬飼畜産技術室長 若干定刻より早いですが、先生方お集まりでございますので、ただいまから平成28年度農林水産省独立行政法人評価有識者会議家畜改良センター部会を開催いたします。

委員の先生方、それから家畜改良センターの役職員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本日ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、事務局であります畜産振興課の畜産技術室長をしております、犬飼でございます。先生方からはいろいろな角度からご指摘、評価をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、私、本日の部会の進行を務めさせていただきますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、座って失礼いたします。

部会を始めるに当たりまして、畜産振興課長からご挨拶を申し上げるべきところですが、所用がございまして課長は遅れてまいりますので、また到着したところでご挨拶をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局の上田から、本日の配布資料を確認させていただきます。

○上田課長補佐 家畜改良センター調整班を担当しております、上田です。よろしくお願い致します。

それでは、資料の確認をさせていただきます。皆様のお手元に配布資料一覧を配っておりますけれども、資料が非常に多くて恐縮なんですけれども、まず資料1で議事次第。資料2、出席者名簿。資料3、1枚紙の独立行政法人の評価体制と評価手順という資料がございます。あと、資料4が平成27年度の関係の資料でございまして、資料4-1から4-2、4-3、4-4まで、4つの資料がございます。資料5、これは第3中期目標期間の関連の資料でございまして、これも資料5-1から5-2、5-3、5-4と4つの資料がございます。あと、資料6、これが財務関係資料でございまして、資料6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、平成23年度から27年度までの財務関係資料になっております。あと、それと資料7として、特に検討が必要と考えられる事項に関する資料。そのほか参考資料が4つございまして、独立行政法人の評価に関する指針、評価実施要領とか、1、2、3、4でございます。

もし不足の資料等ございましたら、事務局にお声かけいただきまして、すぐに準備させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○犬飼畜産技術室長 それでは、本年度初めての部会ということになりますので、出席者を事務局のほうからご紹介させていただきます。

○上田課長補佐 まず、4名の委員の皆様を紹介いたします。

向かって左から、居在家委員でございます。

○居在家委員 居在家です。どうぞよろしくお願いいたします。

○上田課長補佐 次に、吉澤委員でございます。

○吉澤委員 吉澤です。よろしくお願いいたします。

○上田課長補佐 野村委員でございます。

○野村委員 野村です。よろしくお願いいたします。

○上田課長補佐 藤川委員でございます。

○藤川委員 藤川です。よろしくお願いいたします。

○上田課長補佐 引き続き、家畜改良センターからの出席者のうち、役員についてご紹介いたします。

佐藤理事長です。

○佐藤理事長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○上田課長補佐 北池理事です。

○北池理事 北池です。どうぞよろしくお願いいたします。

○上田課長補佐 高柳理事でございます。

○高柳理事 高柳です。よろしくお願いいたします。

○上田課長補佐 小谷監事でございます。

○小谷監事 小谷です。よろしくお願いいたします。

○上田課長補佐 佐藤監事です。

○佐藤監事 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○上田課長補佐 このほか、各担当各者にもおいでいただいておりますが、省略させていただきます。

最後に、事務局ですが、犬飼畜産技術室長です。

○犬飼畜産技術室長 犬飼です。よろしくお願いいたします。

○上田課長補佐 最後に、センター担当の上田でございます。よろしくお願いいたします。

○犬飼畜産技術室長 それでは、引き続き事務局より、独法評価体制及び評価の実施手順等について説明いたします。

○上田課長補佐 それでは、皆様、資料3の1枚紙をごらんになっていただきたいのですが、これは昨年説明しておりますので簡単に、農水省における独立行政法人の評価体制と評価の手順ということで説明させていただきます。

皆様ご存じのとおり、一昨年までは農水省の評価委員で独立行政法人の評価を行ってきたところなのですが、独立行政法人通則法の改正に基づきまして、平成27年度から、農林水産大臣自らが所管する独立行政法人の業績評価を実施することとなっております。

しかしながら、やはり、ひとりよがりの評価にならないよう、評価書案の作成に当たっては有識者の意見を聴取するということになっております。

次に、2の評価の手順なんですけれども、まずは法人、今回の部会では家畜改良センターから自己評価書の提出をしてもらう。これが今回の資料4-3、資料5-3に当たります。②でセンターの役員からのヒアリング、次に有識者からの意見聴取ということになっておりますが。この②と③は時間の都合もありまして同時に行う運用も可とされておりますので、今回の家畜改良センター部会、これがつまり、その②と③に該当するというところでございます。

今回の部会を終えた後、所管部局、畜産振興課——我が方なんですけれども——において評価書案を作成いたします。その後、大臣官房広報評価課が評価書案の点検をいたしまして、決裁をして、評価書が決定される。

最終的には、27年度評価は8月上旬、第3中期の評価は8月中旬に公表する予定になっております。

続きまして、評定基準なんですけれども、新たな評価体制になって評定の基準も変更となりました。簡単に言いますと、これまでのA評価が昨年度からはB評価になったわけでございます。説明いたしますと、定量的評価の指標で言えば、目標値に対する達成度合いが100%以上から120%未満がBということでございます。定性的評価、下の枠なんですけれども、下のところに書いてありますとおり、計画どおり順調に実施されたというふうにみなされれば、Bという評価になっております。

これから、センターから自己評価の説明があり、A、B、C、いろいろ説明はあると思いますが、ここを念頭に、委員の皆様には聞いていただければと思います。

以上です。

○犬飼畜産技術室長 これより、具体的な議事に入ります。

本日は、27年度評価、第3中期目標期間評価の順番でご審議いただくことを予定しております。本日の評価につきましては午後4時までに終了したいというふうに考えておりますので、委員の方々やセンターの皆様には非常に時間がタイトな中でご検討やご説明をお願いすることになりますけれども、ぜひ、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、27年度の業務実績と自己評価につきまして、家畜改良センターから説明をお願いしますが、まずは第1の「業務運営の効率化」から、第2-6「家畜改良増殖法に基づく検査等」までのところをまとめてご説明いただきまして、その後、当該業務について、委員の皆様を中心に、私ども事務局も参加いたしまして、質疑応答を行いたいというふうに考えております。

質疑応答の後、残りの業務について改めてセンターからご説明をいただきまして、その後、2回目の質疑応答を行います。

センターの業務説明が終わった後、事務局から27年度評価を行うに際しまして、特に検討が必要と考えられる事項につきまして、その概要や事務局としての評価の考えをご説明いたします。委員の皆様からはセンターの業務の説明後、事務局からの検討が必要と考えられる事項に関する説明をお聞きいただいた上で、改めてセンターの自己評価に対するご意見をいただきたいというふうに考えております。

それでは、センターからご説明をお願いします。

議事を円滑に進めるために、簡潔な説明でお願いいたします。

○関村企画調整部長 企画調整部長をやっております、関村と申します。よろしくお願いいたします。

資料は、資料4-1を用いてご説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、資料4-1の2ページ目をお開きください。

各項目についてまとめてございまして、ほとんどの項目が評価Bになってございますが、事業年度報告についてポイントをご説明させていただきます。

まず2ページ目でございますが、業務対象の重点化についてでございます。種畜供給の重点化のうち、乳用牛につきましては、泌乳持続性を重視した改良に取り組みました。次に肉用牛につきましては、黒毛和種の飼料利用性、早熟性等について、有識者の検討会を平成28年3月に開催いたしまして、ここで検定手法について検討いたしました。また、育

種素材を導入して牛群を整備し、実施しております。

続いて、3 ページ目に移ります。鶏でございます。鶏につきましては、系統数を計画どおり維持いたしました。

次に、馬、めん羊、山羊でございますが、こちらにつきましては、繁殖能力や体型データを収集するとともに、形質のすぐれたものを選抜しまして、種畜等の生産供給を行っております。また、意見交換等を行うとともに、人工授精の研修会を開催するなど、技術指導も行っております。

3 ページ目の一番下でございますが、高度な技術の活用による家畜改良の実施につきましては、4 ページ目の頭になりますが、乳用牛、肉用牛、豚につきましては、遺伝的能力評価を実施しまして公表してございます。さらに、高度な技術等を活用して種畜を生産し、実施しております。

次に、多様な家畜改良等の推進でございますが、ジャージー種、褐毛和種、日本短角種につきましては、遺伝的能力評価を実施するとともに、ブラウンスイス種については遺伝的能力評価技術に関する検討会を開催し、試行してございます。

続きまして5 ページ目、飼料作物種苗の増殖業務でございますが、国内育成品種につきまして、OECD 品種証明制度に基づく高品質の飼料用原種子を、新たに18品種16トン生産し、45品種8.1トンを供給してございます。

次に、飼料作物種苗の役割分担の明確化につきましては、行政機関、新品種育成機関、実需者等、それぞれが持っている情報を入手しまして、飼料作物原種子の生産を実施いたしました。増殖対象となります品種・系統につきましては、新品種及びニーズの高い品種への重点化を図り、97品種・系統を実施してございます。

続きまして、6 ページ目に移ります。

第1-2、業務運営の効率化及び組織体制の合理化についてでございますが、まず、家畜等の遺伝資源の活用についてでございますが、多様な育種資源を活用しまして、高度な育種改良技術を用いて種畜の生産・供給を行っております。

また、防疫対策を徹底するため、定期的かつ継続的な検査を実施しており、防疫エリアについて明確化し、外部から家畜伝染性疾病の要因が侵入しないよう衛生管理を行ったところでございますが、平成28年2月に新冠牧場におきましてヨーネ病が発生したことから、関係機関の指導のもと、まん延防止等の防疫対策の強化を進めたところでございます。こちらにつきましては、昨年と同様に疾病が発生したということで、評価はCにさせていただ

いております。

続きまして、飼料作物の種苗遺伝資源の保存についてでございますが、再掲の部分は割愛させていただきますが、その下、3段落目ですけれども、飼料作物の遺伝資源につきまして、農業生物資源研究所の調整のもとで、栄養体保存420系統、種子再増殖130系統、特性調査130系統を、それぞれ実施いたしました。

続いて、7ページ目に移ります。

人材の活用のうち、人事配置につきましては、人事企画会議を開催しまして、適性や能力を的確に反映した人事配置を行いました。

次に、組織の合理化・業務の効率化についてでございますが、第3中期目標期間中の組織見直し方針を踏まえまして、必要な組織の見直しを行いました。

次に、人材の育成でございますが、一般職員につきましては、420名に研修・講習を受講させ、15名に免許・資格等を取得させました。また、技術専門職員につきましては、310名に研修を受講させ、173名に免許・資格を取得させたところでございます。

続きまして、8ページ目に移ります。

土地・建物等の有効活用につきましては、写真による「固定資産の見える化」の更新を通じまして、現況調査に取り組み、不要なものは除却処分するなど、必要な措置を講じたところでございます。

次に、業務の進行管理につきましては、遂行状況を四半期ごとに点検・分析し、役員会、牧場長会議におきまして、対応方針の検討を行いました。

次に、業務の重複防止のうち、家畜改良増殖業務の重点化についてでございますが、全国的な家畜の改良推進に関する会議を開催いたしまして、センターが実施します遺伝的能力評価、種畜の作出等のあり方につきまして情報交換を行いました。また、各種会議等に積極的に参画しまして、計画どおりに実施してございます。再掲の部分は割愛させていただきます。

次に、9ページ目に移ります。

飼料作物の種苗増殖業務の重点化につきましては、5ページ目の再掲ですので、説明は省略させていただきます。

9ページ目の一番下、調査研究業務の重点化でございますが、次のページの頭に移りますが、中期計画に沿って継続して調査研究を実施するとともに、外部評価委員の意見を踏まえまして調査研究を行いました。また、他の機関との連携・協力・役割分担を図るため

に、連携協力会合を開催するなど、実施してございます。

次に、組織体制の合理化・強化の項目のうち、組織体制整備につきましては、7ページ目の再掲ですので説明は割愛させていただきます。

次に、要員の合理化についてでございますが、職員の適正配置を進めたほか、要員の合理化や計画的な人員削減を行うなど、実施いたしました。

続いて、技術専門職員の人材育成でございますが、こちらも7ページ目の再掲ですので、説明は割愛させていただきます。

次に、11ページ目に移ります。

飼養管理、飼料生産作業の外部化につきましては、作業内容を精査しまして、外注による外部化を推進するなど、実施してございます。

次に、ガバナンスの強化・充実の項目のうち、内部統制の強化につきましては、さらに効果的な統制環境の整備についてまとめてございます。これにつきましては、各職場において勉強会等を開催し、コンプライアンス等に係る職員の意識調査を行いました。

次に、リスクの評価と迅速な対応につきましては、新たに設置されましたリスク管理委員会が一二次のページに移りますが、各牧場のリスクを確認・検討しまして、その結果をもとにリスク管理対応計画に追加し、必要に応じて見直しを行うなど、リスク発生時の対応に備えました。

次に、相互牽制機能が確保された統制活動につきましては、指揮命令系統を有効に機能させるための方針を周知するとともに、監事監査等により確認を行いました。また、経理事務の相互牽制機能につきましては、チェックリストによる点検を行いました。

次に、情報と伝達につきましては、各業務における情報管理担当者を人事異動時期に周知するとともに、必要な情報につきましてはイントラネットに掲載しまして、迅速に職員に伝達をいたしました。また、事故等の情報につきましては、職員に周知をし、再発防止に努めたところでございます。

次に、モニタリングによる監視・評価・是正につきましては、内部統制監視委員会におきまして検証し、理事長に報告するなど実施してございます。

続いて、13ページ目になりますが、コンプライアンスの徹底につきましては、コンプライアンス推進計画をコンプライアンス・業務監視委員会で検討し、周知いたしました。リスク管理等につきましては、各職場で勉強会等を開催し、職員の意識調査を行うなど実施してございます。

次に、監査の強化についてでございますが、監事及び会計監査人の監査情報の共有、並びに、監査結果及び是正措置状況の相互評価を実施しまして、資産等の活用状況等に留意して監査を行ったところでございます。

次に、情報開示体制の確立につきましては、法令等による公開義務のあるもののほか、各種委員会の審議結果等につきましてはホームページで開示したところでございます。

続きまして、14ページ目に移ります。

人員配置の適正化につきましては、1段落目は再掲ですので省略させていただきますが、このほかに、人事配置を検討するに当たりまして、課長補佐以上の人事につきましては、コンプライアンス推進室から理事長に意見具申をするなど、実施してございます。

次に、事業の内部審査及び評価につきましては、第三者を含めた内部業務検討会を本所、各場、全てで各1回開催いたしました。

次に、リスク管理の強化に関する項目についてでございますが、まず、防疫対策の徹底につきましては、先ほど既に説明したところでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、15ページ目。

保有遺伝子資源のリスク分散につきましては、計画的に、生体等を複数の牧場を活用して分散させて管理しております。

次に、種畜等の受託管理につきましては、27年度、協力依頼がありませんでしたので、この項目につきましては評価はバーとさせていただきます。

続きまして、情報セキュリティ対策の項目についてでございます。

情報システムの適正な管理、情報セキュリティの確保につきましては、政府統一基準群等を踏まえました規程を整備してございます。

次に、規程の周知及び対策の教育につきましては、情報セキュリティ対策の強化を図るため自己点検を実施し、研修等におきまして、情報セキュリティに関する規則の周知を実施いたしました。また、外部講師による講習会を実施するなど、実施してございます。

続きまして、16ページ目でございますが、事故・不祥事の再発防止につきましては、12ページ目に掲載しておりますものの再掲になりますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、17ページ目からは、経費の削減及び自己収入の拡大についてでございます。

まず、一般管理費・業務経費についてでございますが、一般管理費につきましては、対前年度比3.0%抑制いたしました。また、業務経費につきましても対前年度比1.0%抑制す

るなど、計画に基づいて実施してございます。

次に、財務分析でございますが、経費の縮減に活用するとともに、一般管理費の自己評価を行いまして、業務効率化実施計画に反映させております。

続いて、官民競争入札等の導入についてでございますが、民間競争入札を経て決定しました民間事業者に対し、中央畜産研修施設の管理・運営を委託いたしました。また、管理・運営業務の実施状況につきましては、所定の方法で調査・確認を行っております。

続きまして、18ページ目に移ります。

人件費についてでございますが、役職員の給与水準につきましては、国家公務員とおおむね同等のものとなるよう、計画的に取り組んだところでございます。また、26年度の給与水準につきましては、平成27年6月30日付で公表を行ったところでございます。人件費につきましては、前年度決算額比0.02%増加してございますが、これについては27年度10月から年金制度の一元化に伴いまして、退職等年金掛金の負担が新たに発生したためでございます。当該の負担がなく、かつ人事院勧告を踏まえまして給与改定の影響がなかったものとした場合との比較では1.1%削減するなど、計画どおりに実施してございます。

次に、契約の点検・見直しの項目についてでございます。まず、経費の節減でございますが、26年度分の下半期と27年度分の上半期につきまして、経費削減効果の検証を行いました。また、随意契約、一般競争契約につきましては、契約監視委員会による点検・見直しを行いまして、ホームページで公表してございます。

続いて、19ページ目に移ります。

調査研究業務についてでございますが、他の独立行政法人等から仕様要件の聞き取りを行うなどにより、効率的な契約に努めたところでございます。

次に、法人契約につきましては、密接な関係があると考えられる法人との契約については該当がありませんでしたので、「該当なし」とホームページに掲載したところでございます。

次に、自己収入の拡大につきましては、飼料作物原種子等の配布価格等について、生産コストを考慮し、民間市場の価格等を参考にして、適正な価格を設定いたしました。また、種子の配布につきましては、一般競争の方法で契約を行ったところでございます。

続きまして、20ページ目に移ります。

監査の実施につきましては、13ページ目の再掲ですので、説明は割愛させていただきます。

次に、知的財産の管理についてでございますが、職務発明審査委員会におきまして、特許の出願等について、年間6回の点検を行いました。この点検の結果、みずから特許料の納付等の軽減申請を行うこと、また、保有特許の権利維持を放棄するといったことでコストの削減を図ったところでございます。

私からの説明は以上です。

○俵積田改良部長 続きます、21ページ、家畜改良及び飼養管理の改善等について、ご説明をいたします。

まず、乳用牛につきまして、全国的な乳用牛改良推進につきましては、農林水産省を初め関係者にご参加いただきまして、遺伝的能力評価や今後の候補種雄牛作出などについて検討を行いました。

後代検定の推進につきましては、関係者にお集まりいただく会議を開催して、候補種雄牛確保のためのガイドラインづくりを行っております。

22ページにまいります。

遺伝的能力の評価・公表につきましては、ホルスタイン種について、国内の種雄牛について2回、雌牛について4回、海外の遺伝的能力評価情報について3回、それぞれ公表をしております。

総合指数につきましては、平成27年8月評価から、泌乳持続性を新たに組み入れたほか、平成28年2月評価からは、遺伝ベースを2010年生まれの検定牛の平均に変更しております。また、初回授精受胎率とほかの形質の遺伝相関について分析を行い、総合指数の改善について検討を行っております。

23ページをごらんください。

ジャージー種の遺伝的能力の評価・公表についてでございます。こちらについてはデータ収集可能な雌牛全頭の遺伝的能力評価を行っております。

ブラウンスイス種の遺伝的能力評価についてでございます。こちらについては、牛群検定データと血縁データを照合し、雌牛の遺伝的能力評価の試行を行っております。

優良な候補種雄牛等の生産・供給についてでございます。こちらにつきましては、育種素材として精液1,200本、受精卵288個を導入し、牛群の整備を行いましたほか、未経産採卵技術の活用やドナーの集合検定により、生涯生産性が高いと期待できる雄子牛181頭を生産しております。また、これまでに生産した雄子牛の中から22頭を候補種雄牛として供給しております。泌乳持続性については、初産次の評価値が平均以上であったドナーの2産

次、3産次の集合検定を行い、これらのドナーから採卵し、雄子牛の生産を行っております。これまでに生産した雄子牛の中から、3頭を候補種雄牛として供給しております。

24ページをごらんください。

SNP情報の活用についてでございます。SNP情報の活用については、SNP情報を持つ待機中の種雄牛を活用して、改良用の子牛の生産を行いました。後代検定にかける候補種雄牛の選定にもSNP情報を活用しております。

泌乳持続性に優れる改良用雌牛の作出についてでございます。こちらについては先ほどご説明したとおりです。

候補種雄牛の待機業務につきましては、平成27年度末をもって終了しております。

続きまして、肉用牛に入ります。

肉用牛は24ページの下からになりますけれども、25ページをごらんください。

全国的な肉用牛改良推進についてでありますけれども、こちらについては農林水産省、関係者にお集まりいただきまして、遺伝的能力評価や今後の肉用牛改良にかかる体制などについて意見交換を行っております。

広域後代検定の推進についてでございます。広域後代検定にかかる49頭の候補種雄牛について、遺伝的能力評価を行い、共同利用種雄牛の利用希望の取りまとめなどを行っております。

25ページの下は、肉用牛枝肉情報全国データベースによる情報提供についてでございます。

26ページをごらんいただければと思います。

こちらにつきましては、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、それぞれの枝肉情報を蓄積し、全国団体、都道府県などからの申請に基づいて、枝肉情報の提供を行っております。黒毛和種につきましては、肥育農家などにインターネットなどで情報提供を行っております。

遺伝的能力の評価・公表につきましては、枝肉データベースに蓄積されました情報を用いて、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種のそれぞれについて、遺伝的能力評価を行っております。

評価手法の改善については、受胎率及び分娩難易について評価モデルを作成しております。また、早熟性の指標開発による飼料利用性の改善の可能性についても、検討を行いました。

黒毛和種の多様性確保及び候補種雄牛等の生産・供給については、4系統群、5希少系統について、遺伝子保有確率、血統などを考慮して、精液、受精卵などの導入を行いました。また、生体卵胞卵子吸引技術、体外受精技術を活用して雄子牛を生産し、44頭について直接検定を行っております。

27ページをごらんいただければと思います。

増体性に優れる黒毛和種候補種雄牛の生産につきましては、増体性に優れた鳥取県系統群と分類されました17頭について直接検定を行っておりまして、この結果、1日当たり増体量の平均は1.25キログラムとなっております。

黒毛和種における飼料利用性、早熟性等に関する検定手法の開発につきましては、肥育牛の調査などによりまして、形質データの収集を行うとともに、検討会を開催して検定手法を検討しております。

褐毛和種の多様性確保及び種畜の生産・供給についてでございます。こちらにつきましては、血統などを考慮して、精液、受精卵のほか、卵巢の導入を行いまして、体外受精などの高度な技術を活用して雄子牛を生産し、1頭を後代検定の候補種雄牛として供給しております。

27ページの下、日本短角種の多様性確保及び遺伝的改良素材の生産・供給につきましては、28ページをごらんいただければと思います。

こちらにつきましては、東北地方の主要県と血統的に異なる牛群を維持するための計画交配を行い、子牛51頭を生産し、育種素材として雌牛、受精卵の供給を行っております。

続きまして、豚でございます。

全国的な豚の改良推進につきましては、こちらも農林水産省など関係者にお集まりをいただきまして、遺伝的能力評価、あるいは肢蹄のつなぎ、センターが行います種豚作出のあり方などについて検討を行っております。

遺伝的能力評価の実施・公表については、4品種について実施をしております。

評価手法の改善につきましては、肢蹄のつなぎデータから求めました遺伝的パラメータについて検討を行っております。

29ページをごらんください。雌系品種の繁殖性改良についてでございます。こちらにつきましては、大ヨークシャー種について、遺伝子情報、育種価などにより選抜を行い、一腹当たり育成頭数10.5頭の繁殖能力にすぐれる種豚群を作出しております。また、初産次と2産次の合計生存産子数については、基礎世代と第3世代を比較をいたしまして、繁殖

成績の向上を確認しております。

雄系品種の肉質改良についてでございます。こちらにつきましては、いわゆる閉鎖群育種によりまして、ロース芯筋肉内脂肪含量が平均6.3%の系統を造成しまして、7月には新規系統の「ユメサクラエース」として認定を受けております。

実験用小型豚の維持・供給についてでございます。こちらにつきましては、医科系の大学、あるいは民間の小型豚生産者などと意見交換を行いつつ、3系統の維持、あるいは実験用小型豚88頭の供給を行っております。

29ページの下、鶏に入ります。30ページをごらんいただければと思います。

全国的な国産鶏の改良推進につきましては、こちら関係者にお集まりをいただき、国産鶏種の改良情報の提供、組み合わせ検定などについて、意見交換を行っております。

種鶏開発の重点化につきましては、県・民間が行う地鶏などの作出において、需要が見込まれる31系統の維持を行っております。各系統については飼料利用性に留意しつつ、産卵性あるいは産肉能力について向上を図り、遺伝子解析技術を活用して卵用鶏の肉斑の低減、肉用鶏の羽色の固定を行っております。

卵用鶏の産卵性の改良についてでございます。こちらにつきましては、主要系統の白色レグホーンにつきまして、1年1サイクルの世代更新により系統造成を行っております。また、長期検定手法を活用いたしまして、26年産鶏の後期産卵率の育種化を21年産鶏と比べまして、5.8ポイント改善をしております。

31ページに入ります。

卵用鶏の卵質改良についてでございます。卵用鶏の卵質改良については、先ほど肉斑の低減ということでご説明をしたとおりでございます。

肉用鶏の増体性の改良についてでございます。こちらにつきましては、白色コーニッシュ種、赤色コーニッシュ種につきまして、6週齢時の体重におけるデータから得られた育種価によって選抜を行いました。この結果、27年産鶏の育種価につきまして、22年産鶏と比べまして、それぞれ304グラム、334グラムと大きく改善をしております。

肉用鶏の羽装改良につきましては、白色プリマスロックにつきまして、赤色羽装の鶏と交配した場合に、後代が必ず赤色になるよう、羽色の固定を行っております。

32ページにまいります。

組み合わせ検定の実施についてでございます。こちらにつきましては、6組の組み合わせ検定を行い、育成成績、産卵成績を公表しております。

続きまして、馬でございます。

全国的な馬の改良推進につきましては、農林水産省ほか、関係者にお集まりをいただきまして、センターが行う種畜の作出や供給体制について意見交換を行っております。農用馬の飼養管理技術及び繁殖技術の向上につきましては、26年度までに取りまとめましたデータをもとに技術講習を行っております。

33ページにまいります。

家畜人工授精技術の普及についてでございます。こちらについては家畜人工授精師などを対象に、講習会あるいはフォローアップ研修会を開催しております。

農用馬の発育及び繁殖性の向上推進につきましては、26年度までに取りまとめました発育データ、繁殖成績をもとに、それぞれ選抜基準を作成しております。

純粋種農用馬の生産・供給につきましては、受胎率、哺育能力、体型データを取りまとめ、選抜を行った種畜を供給しております。

33ページ下の日本在来馬の保存支援についてでございます。こちらについては6品種について、生体及び凍結精液の保存を行うとともに、凍結精液の作成や飼養管理技術について、技術指導を行っております。

34ページ、めん羊・山羊についてでございます。

めん羊・山羊につきましては、それぞれで種畜の供給体制などについて、関係機関などと意見交換を行うとともに、繁殖技術、飼養管理技術などについて、技術的支援、育種改良素材の提供を行っております。

繁殖技術、飼養管理技術の向上については、今ご説明をしたとおりでございます。

続きまして、家畜の飼養管理の改善に関する項目について、ご説明をいたします。損耗率の低減、受胎率や育成率の向上につきましては、各畜種ごとに目標を設定し、牧場ごとに技術講習会や勉強会を開催し、目標を達成しております。

35ページの下のところ、生産コストの縮減でございます。こちらにつきましては、生産コストの経年比較を行い、全ての畜種で低減傾向にあることが確認をしておりますけれども、前年との比較では、人件費の増加により、肉用鶏以外では増加をしております。

36ページでございます。

こちらにつきましては、防疫対策の徹底につきましては、先ほどのご説明の中であつたとおりでございます。

保有遺伝資源のリスク分散につきましては、こちらも再掲でございますので省略をさせ

ていただきます。

36ページ下でございます。家畜の遺伝資源の保存につきましては、生物資源研究所と連携をいたしまして、追加収集、保存、特性調査に取り組んでおります。

続きまして、38ページにまいります。

飼料作物の増殖に必要な種苗の生産・供給についてでございます。こちらの国内育成品種の種苗増殖につきましては、先ほどの説明の中でありましたので割愛させていただきます。

生産量の向上につきましては、主要草種ごとに栽培管理、種子の精選技術の改善手法の検討成果を取りまとめ、それをマニュアル化をいたしまして、草種平均で16%向上が見込める技術として定着を図っております。こちらについては、27年度についても改善された栽培管理技術などによる効果を確認しております。

38ページ下の、飼料用稲種子の安定供給確保についてでございます。こちらについては、県の生産供給を補完する必要があった飼料用専用品種5品種につきまして、生産を行っております。

39ページでございます。

地域適応性等の検定試験の実施についてでございます。こちらにつきましては75系統を対象に実施し、検定試験の結果を取りまとめ、新品種の育成機関に提供をしております。

奨励品種選定試験結果等の情報提供についてでございます。こちらにつきましては、延べ1,074品種についてデータベースに入力し、公表基準を満たしたものについて、県などに情報提供をしております。また、59カ所の実証展示ほの設置などを行っております。

飼料作物の遺伝資源の保存につきましては、先ほど説明しておりますので割愛させていただきます。

40ページにまいります。

飼料作物の種苗の検査についてでございます。こちらにつきましては、OECD品種証明制度に基づく検査及び証明につきましては、ほ場検定、種子検定、事後検定、それぞれの区分の検査を実施しております。種子純度分析及び発芽試験につきましては、試料の入手から結果の通知まで、平均で3.2日で処理をしております。

I S T A 認定の維持につきましては、内部監査により作業手順書への適合性を確認するほか、検査担当者への技術指導、それから、テトラゾリウム法といった高度な試験による発芽検査を行っております。

私からは以上です。

○関村企画調整部長 続きます、第2-4、調査研究についてご説明させていただきます。41ページ目になります。

調査研究は大きく3つの項目がございます、まず、育種改良関係技術についてでございますが、遺伝子解析情報を活用した育種手法につきましては、牛の脂肪酸組成及び豚の繁殖性について、牛、豚それぞれの遺伝子解析情報の関連性を調査いたしました。また、鶏につきましては、羽色と黒色羽装となる遺伝子型との関連性について調査をいたしまして、計画どおり実施してございます。

続きます、42ページ目に移ります。

食肉の食味に関する評価手法につきましては、食味の評価指標の改善に取り組みました。さらに、牛肉につきましては、和牛らしい風味につながるオレイン酸割合と関連しますDNAマーカーとして、FASN遺伝子内のg.841とg.16024が候補として検出されまして、選抜における一指標として活用いたしました。

続いて、2つ目の繁殖関連技術につきましては、42ページ目の一番下のところから43ページ目にあります。優良な家畜の増殖の実現ということで、肉用牛につきましては、生体卵胞卵子吸引技術、体外受精技術を活用した一卵性双子の生産効率の向上を目的としまして、割球分離胚の移植成績及び分娩状況を取りまとめまして、一卵性双子の生産率が現状から10ポイント向上することを確認し、マニュアルを作成するなど、計画どおりに実施してございます。

続きます、飛んで45ページ目に移ります。

優良な家畜の増殖の実現のうち、豚につきましては、非外科的移植技術の向上のため、移植操作が容易に行える器具を試作しまして、胚移植を実施いたしました。この結果、熟練術者の受胎率は従来法の外科的移植と同水準の結果が得られまして、実用化技術として確認されたところでございます。また、ガラス化胚を現場で簡易に融解が行える方法を行ったところ、従来法を上回る受胎及び分娩成績が得られております。

続きます、46ページ目に移ります。

3つ目の飼養管理関連技術につきましては、まず、放牧関連技術の改善を行いました。これにつきましては、飼養環境の異なる黒毛和種、褐毛和種及び日本短角種につきましては、発育性、繁殖性、産肉性等の調査を実施いたしました。この結果につきましては、学会において発表し、ホームページにおいても公表してございます。

次に、47ページ目に移ります。飼養管理技術に関する調査等の実施につきましては、ブラウンスイス種について調査をいたしました。この調査では、ホルスタイン種と同様に24カ月齢から初産分娩が可能であること、乳量につきましてはホルスタイン種よりも少ないが、乳成分は顕著に高いこと、放牧地での利用性が高いことなどの成果が確認されたところでございまして、これらの成果につきましては、マニュアルに取りまとめましてホームページで公表してございます。

続いて、47ページ目の一番下、給与方法の改善につきましては、48ページ目に記載してございます。

まず、飼料用米を活用した牛の肥育調査につきましては、発育性、産肉性等を取りまとめて学術誌に投稿したところでございます。豚、鶏等へのエコフィードの給与により、畜産物の特性や給与方法を取りまとめまして、こちらホームページで公表してございます。

次に、第2-5、講習及び指導についての項目でございしますが、49ページ目からになります。

まず、成果等の情報提供につきましては、学会発表、ホームページへの掲載等により、90件以上の情報を提供してございます。

次に、技術の普及指導でございしますが、家畜の飼養管理技術の普及につきましては、実証展示等により36回実施してございます。

次に、酪農ヘルパー、環境保全のための研修につきましては、酪農ヘルパー研修については4回、家畜排せつ物処理研修については9回、開催するとともに修了試験を実施いたしまして、研修内容を習得したと評価される方が80%以上ございました。

続きまして、50ページ目に移ります。

生産現場技術の研修でございしますが、各種アンケート結果を検討しまして、ニーズを把握するとともに、技術研修会等を10回以上開催いたしました。

次に、免許取得講習会の開催でございしますが、牛、豚、めん羊・山羊の3つの畜種におきまして、家畜人工授精に関する講習会をそれぞれ1回ずつ、合計3回開催いたしました。

次に、中央畜産技術研修の実施でございしますが、20講座を開催し、551名の研修生を受け入れたところでございます。受講生を対象にしました満足度調査では、満足と評価する割合が全ての項目で80%以上という好結果でございました。

続きまして、個別研修の受け入れでございしますが、121名を対象に実施し、満足と評価される割合は96%、こちらのほうはさらに、高い割合でございました。

次に、51ページ目に移ります。

講師の派遣でございますが、専門的知識を有する者、延べ110名を講師として派遣しております。

次に、研修施設の提供でございますが、研修施設等を提供いたしまして、延べ374名を受け入れるとともに、教室の年間延べ稼働率は前年度と同程度に維持しております。

次に、海外技術協力の項目についてでございますが、まず、ネットワークの構築によるニーズの的確な把握につきましては、アンケート調査を行いまして、昨年度を上回る25カ国47名から回答を得ました。この回答の結果、海外協力のニーズを把握するなど、実施しております。

次に、専門家の派遣につきましては、要請がございませんでしたので、評価はバーにさせていただきます。

続きまして、52ページ目に移ります。

研修員の受け入れにつきましては、JICAからの要請に基づきまして、集団コース14名、国別研修員53名を受け入れたところでございます。また、受け入れました研修員に対しまして、満足度や要望事項の調査を行い、研修内容の充実に努めたところでございます。

次に、人材育成でございますが、海外技術協力に関心のあるセンター職員139名について、人材リストを作成いたしました。また、3名の短期海外派遣を行うなど、実施してまいります。

続きまして、53ページ目から、第2-6、家畜改良増殖法に基づく検査等について、まとめでございます。

まず、種畜検査に関する項目でございますが、種畜検査員の確保につきましては、135名確保したところでございます。

次に、立入検査員の確保につきましては、20名を確保いたしました。また、27年度は立入検査が1件、農林水産大臣の指示のもと、実施してございます。

次に、種畜検査の移管に係る協力・支援につきましては、国からの指示によりまして、種畜検査受検頭数のデータを提供してございます。

次に、種苗法に関連する項目でございますが、指定種苗の集取及び検査につきましては、67業者、1,344点の種苗について収集及び検査を行いました。

また、種苗法に基づく検査員の確保につきましては、次の54ページ目になりますが、13名確保したところでございます。

次に、カルタヘナ法に基づく項目についてでございますが、立入検査等につきましては、農林水産大臣の指示がありませんでしたので、すみません、この評価のところ、記述ではBになってございますが、正誤表をつけさせていただいてまして、ここはバーに、申しわけございませんが修正をお願いします。Bではなくてバーになります。

続いて、カルタヘナ法に基づく検査員の確保につきましては、13名確保したところでございます。

以上でございます。

○犬飼畜産技術室長 それでは、質問に入ります。

センターから説明がございました第1から第2－6までの事項につきまして、ご質問やご意見があればお願いいたします。

○野村委員 前回も同じような意見を述べたような気がしますが、遺伝資源の活用のところ、ヨーネ病が発生したということで、遺伝資源の活用のところCという評価をされていますね。同じ理由で、防疫体制のところもCという評価になってございますね。

遺伝資源のところの計画にそういうことが盛り込まれているので、遺伝資源のところもCという評価になったのかもしれないですけども、同じ原因で2カ所のところCがつくというのは少し厳しすぎるかもしれません。遺伝資源の活用というところに、この病気が発生したということに対する評価が入ってくるのは、何となく違和感を感じますが、これは計画に入っているからこうなっているということなんですか。

○関村企画調整部長 ここについては去年も……

○野村委員 ええ、私も同じようなことがあって。

○関村企画調整部長 あったと承知しております。

○野村委員 計画にここを入れなければ、遺伝資源のところはCにはならなかったということですよ。

○関村企画調整部長 計画がなければですね。計画のつくり方の問題なのかもしれません。

○野村委員 入っているので、もう仕方ないと思いますけれども。

○関村企画調整部長 結果的に、去年はそういうご意見をいただきましたが、評価のほうはCのままでいくという形になっているものですから。

○野村委員 計画に、そういうことが入っていますよね、確かにこの中期計画のところとかに。だから、仕方ないわけですよ、これは。わかりました。

○関村企画調整部長 残念ながら。

○犬飼畜産技術室長 その点は去年ご指摘をいただきましたので、第4中期の目標や計画のほうに、いただいたご意見を反映させていただいております。

○上田課長補佐 あと、ちょっと補足させていただきますが、まさに委員のほうから、昨年、メリハリをつけた評価をすべきだということで、年度評価のほうはCだったんですけども、見込み評価のほうは、遺伝資源のところはBというふうにさせていただいておりますので、ちょっと年度と見込みで違うのですが、そこでメリハリをつけさせてもらったという形です。

○犬飼畜産技術室長 ほかにございますでしょうか。

お願いいたします。

○藤川委員 Aをつけていらっしゃるところが、2カ所ですね。

○関村企画調整部長 2カ所です。

○藤川委員 割とさらっとご説明いただいた感じなので、もうちょっと情熱的にご説明をいただいたほうがいいんじゃないかなと思いますので、お願いできますか。

○関村企画調整部長 Aをつけたところについては、まず、肉用鶏のところの増体性にかかる部分をAをつけさせていただいております。こちらは……

○藤川委員 31ページですね。

○関村企画調整部長 31ページでご説明しますと、こちらは計画では、家畜改良増殖目標で、一次選抜体重の育種価を150グラム改善するという計画を立てておりました。これにつきまして、結果として白色コーニッシュでは304グラム改善し、赤色コーニッシュでは334グラム改善するというところで、200%を超える成果が出ておりますので、これについては、評価では120%を超える部分はA評価となっておりますので、特にこれについてはAでさせていただいたほうがいいのではないかとということで、自己評価をさせていただいたところでございます。

続いて、2点目ですけれども、飼料作物種苗のところの部分になります。ページで言いますと38ページ目になります。

こちらにつきましては、代表的な6草種で栽培方法なり精選技術を改善して、種子の生産量をかなり増加させることができたという結果になってございます。

それで、38ページ目の説明のところに書いてございますけれども、幾つかポイントを説明させていただきますと、イタリアンライグラス、えん麦では施肥の技術の改善を行いまして、イタリアンライグラスでは15%、えん麦では30%の種子の生産量が改善されてござ

います。

こちらは中期計画のところで、実は中期目標期間中に5%向上させるという目標だったところで、かなり増加をしているというのはわかるかと思います。

説明の②のところでは、オーチャードグラスについて説明してございますが、精選技術の改善と施肥の改善を行ってございます。精選技術というのは、とれた種をいいものだけ選抜するという技術でございまして、基本的に種の長さで、まず一次選抜をします。だから、種が短いものがはじかれるのですが、短くても内容が充実して発芽等問題ないものというのも実はありますので、それをさらに選抜する技術を今回取り入れたところ、種子として使えるものが増えたということでございまして、こちらでは従来よりも22%、オーチャードグラスについては増えたという結果が出てございます。

このように、主要な草種でかなり生産量を増やす、中期計画の中で5%という目標を立てている中で、かなりの増加が見込まれたことから、Aにさせていただくのが妥当ではないかということで、させていただきました。

以上でございます。

○野村委員 鶏の改良のところなんですけれども、320ということで大幅に上回ってAということのご説明だったと思うんですけれど、この、もともとの「150グラム改善する」の「150」というのは、どういう根拠で出てきた数なんですか。

例えば、この体重の遺伝率とか選抜の強度とかから試算して、150程度が望めるという形で出されたものなんですか。

○俵積田改良部長 こちらについては、私からご説明をします。第2中期での一次選抜の育種改良量の目標は、実は年当たり54グラムということで設定をしておりました。ただ、長い間やはり閉鎖的な育種をしているということで、毎年の育種改良量というのは減少傾向で推移をしてきておりました。このため、直近の改良量、30グラム程度だったんですけれども、これを維持するというので、5年間で150グラムを維持しようということで目標を設定したものでございます。最近はずっと下がりトレンドだったということでございます。

○野村委員 これは系統2つで、両方ともが300を超えるぐらいの改良を得られたということですよ。

○俵積田改良部長 はい。

○野村委員 これは従来の選抜の仕方じゃなくて、その評価の仕方を何か、より高度な方

法に変えたということでしょうか。

○俵積田改良部長 こちらにつきましては、まず、選抜圧を強化をして、従来その一次選抜40%だったものを、さらに向上させておりますし、飼養管理技術においても民間の種鶏場、そういったところと技術交流をして、飼養管理の方法とかということをして、具体的には、鶏舎の保温性を高めるでありますとか、仕切りを変えるとか、そういった工夫をしております。

○野村委員 ということは、この150と見込んでいたものが、その倍以上のものが達成できたということに関しては、何か根拠というか、原因があつて超えた、倍になったという理解でよろしいわけですね。

○俵積田改良部長 はい。そういった選抜圧の強化であるとか、飼養管理の高度化ということで達成をされたものというふうに考えております。

○野村委員 恐らく、これは育種価で計算されていますので、飼養管理というのは余り大きくはきいてこないと思うんですけど、その選抜圧を強くされたということかもしれないですね。

ただ、よくわからないんですけど、この手のものは結構数字が振れるものなので、ここでこれだけ改良を得られたから今はAだけれども、次に評価するときは逆方向に振れる可能性もあるなという気がします。今回はこれで目標を大幅に超える改良量が得られたということでAということで、異存は私もないですけども、結構振れる可能性があるということは留意されたほうがいいかなとは思いますが。

○犬飼畜産技術室長 ほかにございますでしょうか。

○居在家委員 今の鶏のことですけれども、ちょっと説明が足りないと思います。もうちょっと、選抜圧をどのくらい高めたとか、そういうことを述べた上でやらないと、多分、今度、説明を受けた側が、今までとどこが違ったのというふうに単刀直入には理解できないと思いますので、もう少し文章を増やして、理解できるように工夫されたほうがよろしいかと思います。

せっかくいいデータなのに、受け手側がなかなか、即理解できないようでは、また上の評価にするときにお互いに困ってしまうかと思しますので、もう少し丁寧な文章をつけられたらいかがでしょうか。今お伺いして内容はわかりましたので。

あと、38ページの種子の件ですけれども、Aで結構なんですけれども、どこをどういうふうに変えたというのかが、施肥量を変えたと書いてあるんですけど、じゃあ今までの

慣行的なのはどこが問題だったのか、どこをどうしたらよくなったのかというのが、やはりちょっと、即ね。

あと、地域もあると思うんです。だから、どこでつくられたかによって、その温度の関係もあるでしょうし、土壌関係もあるだろうと思うんですけれども、これが普遍的なものとして成り立つのかどうか、全国各地で。そういうことも踏まえて、もうちょっと、一、二行くらい、何かつけ足していただければ、理解できるかなというふうには思います。

○関村企画調整部長 おっしゃるとおりだと思います。参考までに言うと、①のイタリアンライグラス、えん麦につきましては、これは熊本の牧場で行ったものでございまして、熊本の牧場は干拓地で、砂地の土壌なものですから、保肥力が非常に悪いというところで改善をしたというものでございます。

そういう説明をもう少し加えるということで、ちょっと検討させて……。

○居在家委員 そうですね。私は北海道かと思いました。牧草の種子を生産するのは北海道かなと思って聞いていたんですけれども。

○関村企画調整部長 暖地型については熊本でということでは形成しております。

○居在家委員 わかりました。

○犬飼畜産技術室長 ほかに、ございますでしょうか。

どうぞ。

○上田課長補佐 先ほどの38ページのところで、16%ということなんですけれども、それ以外の過去の実績を教えてください。

○俵積田改良部長 それぞれの年度でいきますと、24年度の実績といたしましては、平均で9%、25年度で14.8%、26年度で15.6%というような形で、それぞれ向上してきております。

○上田課長補佐 わかりました。

○犬飼畜産技術室長 では、私から1点。15ページの情報セキュリティ対策の強化のところでございます。

中期計画とか年度計画の中では、手順書の整備等というふうになっておりますが、(5)の「情報セキュリティ対策の強化」のところの「情報システムの適正な管理」という項目がございまして、たしか8月に3日程度、ホームページへのアクセスと個体識別システムへのアクセスが停止したことがあったように記憶をしておりますが、この関係でこのところに記述として加える事項というのはなかったのでしょうか。

○関村企画調整部長 すみません、手元に資料がないものですから、確認をしたいと思います。

○高柳理事 総務の高柳ですが、どこまで書くかだと思いますけれど、確かに重要な案件という意味では、あるいは書くべきかどうかというご判断かと思っておりますけれども、今回はここでは入れては確かにいないというだけです。

全体としては、確かに、あのときは非常に国民の皆さんに大変なご迷惑をおかけしたわけですけれども、システム自体は管理も順調にやっているというふうに評価しまして、Bというふうに考えました。

○犬飼畜産技術室長 ほかに、ございますか。

○吉澤委員 5ページの飼料作物種苗の増殖業務のところ、数字が間違えているのかな。それが何カ所にも出てきているものですから、「18品種16トン生産し」、その下です、③という説明のところなんですけれど、「飼料用原種子の供給について」というところで、この「2品種0.2トン、関係団体へ34品種」となっているんですけれど、「合計45品種」になっているので、これは43品種なんですか。単なる数字の間違いですか。それが何カ所かにそういうふうに出てきたんですけれども、単に私など素人考えで、これを合計して45、そうじゃないんですか。

○関村企画調整部長 いや、これは実はその他の区分がございまして、「等」で省略をさせていただいていました。

○吉澤委員 そうなんですか。何か合計すると8.1トンになるので、じゃあ品種は……そうなのかなと思ったものですから。

○関村企画調整部長 品種数で言うと、その他が10品種あって、その他のところの区分では、実は24キロしか配布していないので、これはほとんど無視されるような数字。

○吉澤委員 なるほど。じゃ、一言、そういう誤解を招かないように、その他という形で記載を、何カ所もこの記載が出てきたものですから、コピペで同じ間違いなのかなとちょっと気になりました。

○関村企画調整部長 なるほど。失礼しました。そこはわかるように修正をしたいと思います。

○吉澤委員 はい、お願いいたします。

あと、表現なんですけれど、14ページあたりの疾病のところの辺なんですけれど、下から1つ目の「防疫対策の徹底」というところでの、「外部からの家畜伝染性疾病の要因が

侵入しないよう衛生管理を行った」という表現が、何か所かこういう表現が出てくるんですけど、これって専門的にこういう表現をするのでしょうか。

何か、普通に読んだときに違和感があって、「疾病の要因が侵入し」というのはちょっとおかしくないかな。「疾病が発生し」とかというのならわかるんですけど、ちょっと日本語的に普通に考えて、何か英語を訳したようなのはわかるんですけど。

○関村企画調整部長 中期計画に合わせたんですけども、おっしゃるとおりですね。

○吉澤委員 何か所にもこれが出てくるんですね、実は。これ、ちょっと何か、日本語表現としてずっと読み取れないので、ちょっと変えておかれたほうがいいのかな。何か出るたびにひっかかって、これでいいのかなみたいに思ったものですから。何か、そういう表現がひっかかる場所があったものですから、お尋ね申し上げました。

○犬飼畜産技術室長 そのほか、ございますでしょうか。

お願いいたします。

○藤川委員 先ほど、情報セキュリティの話が出たのですが、厚労省系でいろいろ問題が年金機構であったということで、省庁全体でこの話はいろいろやれということはあったと思うんですけども、例えば、あれは、問題があるメールを、あけてはいけないはずのものをあけてしまったというようなことで、かなりしょっちゅう、そういうのをあけるな、あけるなみたいなことをメールで流して、時々テストでやらせて、でもあけちゃう人がいるとかというような、そういうテストをやっていたりされると思うんですけども、そのあたりは、この中で読み込めばよろしいのでしょうか。

○高柳理事 確かに記述には余り書いていないんですけど、実際は、まさにおっしゃるとおり、やっております、そういったブラインドメールみたいなものを投げてみたりとか、あるいは、今、今日であれば、たまたまそのクロネコヤマトの便が、ウイルスメールが随分はやっているものですから、それも絶対あけてはいけません。それはその本所、牧場、全部に対しまして、館内放送を使って、絶対あけてはいけませんよというふうに周知するですとか、あるいは、実際そこはそういったクロネコヤマト、あるいは日本郵政が今回出ているんですけども、あるいは、そこはインターネットバンキングという言葉を使っている共通事項があるものですから、それがあのようなメールは一切、とりあえず遮断するといったようなシステムの変更をやっております、そういった形で、常に研修もそうですけども、やっております。ただ、そこは確かにあまり、文章では出てこないということなのかもしれませんが。

○藤川委員 割と今年のトピックスというところはあるので。

○高柳理事 はい、おっしゃるとおり、昨年度から非常に力を入れてやっている部分でございます。

○藤川委員 そうですね。何かちょっと、業務に支障が生じるぐらい、やれという圧力があつたように思うのですが、その辺が余り、まあBですけれどね。

○高柳理事 すみません。

○藤川委員 あとはその、外から来るメールとか、外のネットを見ることができないように、物理的に遮断してしまっているような組織と、あと、物理的にではなくて、システム内で遮断をしていたりというところが、いろいろあるみたいなんですけれど、そのあたりは……。

○高柳理事 かなりの部分は、外部のメールを遮断しておりますし、あと、大きいのは添付ファイルについて、つける様式をものすごい限定しておりますして、その規程で書いたごくわずかの様式以外は、もう一切だめとやっておいて、もしそういうのが必要な場合、あくまで必要な場合については、個別に私、総務理事まで承認を得たものだけが添付ファイルを使うことができるというふうにしております。

○藤川委員 送る場合に。

○高柳理事 送る場合、受ける場合もです。

○藤川委員 受ける場合は、入ってきちゃって。

○高柳理事 それで一旦、うちの決めたもの以外の様式であれば、まず遮断されますので。ところが、相手の関係であつて、送ろうとしたけれど送れないから、どうなっているんですかと言われたときに、いや、その形式は何ですかと聞いて、そういう形式であれば、じゃあ私に承認をまずとってください、承認があれば送れますよというふうにやっております。

○藤川委員 なるほど。

あと、それから、先ほどのAのところなんですけれども、やはり議論があつたように、もともとの基準がどうなのかということに関しては、やはりよくわからないところがありまして、例えば31ページのほうで、中期計画においても150グラム改善すると書いてあるわけで、中期目標の期間5年間で150グラム改善すればいいということですよ、これは。それで、ただ、だんだんその改良する過程で効果が見られなくなってきた部分もあつたから、以前は年度当たり54グラムにしていたものを5年間で150グラムということにした、

この5年間は。

それに対して304とか334というものが結果として出てきたんだけど、何かそれを聞くと、じゃあやれるんじゃないのというように思ってしまうので、やはり先ほど専門の先生方がおっしゃっていたような、もともと304、334ってものすごく難しかったんだけど、できたということが、ちょっとこのあたりから読み取れなかったので、もうちょっと書き込みが欲しいなという気はいたしました。

38ページのほうも同様で、5%向上させる、これも中期目標期間の5年間で5%とやっているのに対して、先ほど、毎年の効果が9%、14.8、15.6、16ということは、5%から考えると非常に素晴らしいんだけど、5%という基準がどうなのかというふうに思いますので、それが特殊な場所で、5%も難しいところに対して15とか30とか、そういうものが出せたのかどうか。それとも、そうでもないのかどうか、よくわかりませんでした。5%に対してこれだけ出ちゃうというのは、5%が低いんじゃないかなというふうに思ってしまうので、もうちょっと、Aにするのであれば……。

○俵積田改良部長　ちなみに、飼料作物のその5%につきましては、農林水産省のほかの飼料作物の関係の育種の事業、これで大体同じような草種で5%の目標というのを設定をしております。具体的には、その農食事業、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業というものでございますけれども、こちらについてはその5%の収量向上ということで設定をしているものですから、私どもとしてもその5%を、そのほかの事業並みに飼料作物で達成をしようということで設定をしたものでございます。

○藤川委員　そうすると、今回のこれは、4年間連続で特別にすばらしく、ということなんでしょうか。

○俵積田改良部長　これは、実はその飼料作物の、酪農家でも畜産農家でも当然、飼料作物はつくるわけでございますけれども、私どもがやっているのは飼料作物の種を収穫するというようなもので、非常に特殊な業務でございます。

そういう意味では、なかなかその知見もなく、私どもの職員が試行錯誤したり、あるいはその稲の知見を活用して、じゃあ、これは飼料作物で稲科の牧草であればどうなんだろうとか、そういったことをかなり試行錯誤した結果、思いのほかと言いますか、効果はかなり高く出たということでございます。

○藤川委員　でも、その先ほど、5%というのは一般にとおっしゃっていたので、だけれど一般じゃないものをやっているから、ということだと、5%という、その持ってきた一

般が、やっぱりもともと、ちょっと基準としては低いのかもしれないし……。

○俵積田改良部長 どうしても、そういった、かなり特殊な業務でございますので、そこがその5%というところが、確かに、その妥当性という意味では、世の中広く、たくさんそういったところがあれば、その目標というのが平準化をされるんだと思いますけれど、そういった意味では私どもが参照した事業の目標が低かったのかどうかというところかと思えますけれども。

○藤川委員 次期以降と言うか、次の目標時にまた5%ということだと、ちょっと納得が得られるのかどうかは……。

○俵積田改良部長 はい、また今回の成果を踏まえて、ちょっと……。

○藤川委員 今回は特別だというところを、もうちょっと説明していただいたほうがいいのかなと思います。

○俵積田改良部長 はい。記載を充実をしたいと思います。

○吉澤委員 今のお話を伺っていますと、そのマニュアルがすごい重要だということ、ここでは本当に1行で、「上記の改善手法について、マニュアルを作成した」と、非常に簡潔に記されているんですけど、そこをもうちょっと皆様方の熱意が伝わるような、これだけすばらしいものだということがわかるような記載に改善されたらいかがでしょうか。せっかくのセールスポイントなので。

○関村企画調整部長 役員会の中でも、普及方法についてよく検討して実施するようというご意見もいただいていますので、これはおっしゃるとおりだと思いますので。

○野村委員 19ページのところなんですけれども、「法人契約」のところ、「密接な関係があると考えられる法人との契約については該当がなかった」ということで、「該当なし」と書いたということで、透明性の向上を図ったということでBとされていますけれど、これはBというより、むしろ評価対象にならないというほうが適切じゃないのかなと思うんですけれども。

何もなかったのに、何もなかったと書いたことで透明性の向上というのは少し奇異な気がします。むしろ評価の対象とならないとしたほうがふさわしいように私は感じるんですけど、いかがなんでしょうかね。

○関村企画調整部長 このところについては、透明性の確保といったときに、どういう状況かというのを説明する部分も入ってくると思っておりまして、それで……。

○野村委員 確かに、なかったからなかったと書いたのは、透明性と言えど透明性なんで

すけれどね。

○関村企画調整部長 かなということで。

○居在家委員 いや、これは多分決まっているでしょ。何か表示しなさいって。だから、記載しなきゃいけないんですよ。どこの法人でも多分そうだと思いますけれども。記載しなきゃいけないので、透明性を図ったかどうかは別として、どうでしょうね、記載……そこは余り、責めないほうがいいかもしれません。

14ページのヨーネのことなんですけれども、いろんな対策を講じられたようなんですけれども、ホルスタインを飼っておられるところは新冠だけではないので、これを改良センター全体として共通的なものとして周知したかどうかというところが気になったんですけれども、そこら辺はいかがですか。

○俵積田改良部長 ヨーネ病の発生を踏まえまして、各牧場で今回の新冠牧場での発生状況、あるいはその取り組みの状況については、メールなり、あるいは場長会議という形で、対策等についても周知をしております。

牧場でのその取り組みについては、基本的に各牧場の衛生対策要領に基づいて実施をしているところがございますけれども、今回の発生を踏まえて、消毒の徹底については改めて注意を喚起をしているというような状況でございます。

○居在家委員 あるいは、初乳のそういう処理の仕方とかも含めて、関係する改良センターの各牧場には通知されたんですか。

○俵積田改良部長 今回その専門家から、初乳の温度の長期化みたいなことは、新冠牧場での発生を踏まえて、新冠牧場では専門家からご指摘をいただいておりますけれども、ほかの牧場では現状でヨーネ病発生をしておりませんので、そこはほかの牧場で、その初乳の温度の長期化ということは、やっております。

○居在家委員 防疫的な観点からして、少なからず、ある牛をセンターの各牧場とも飼っているわけです。近在の酪農家、あるいは畜産農家も接近しているところもありますので、少なくともそういう対策に関しては、情報の共有化を図って、改良センターの各牧場にも普及指導するというのが望ましいというふうには思います。

○俵積田改良部長 はい。各牧場で取り組めることについては、追加的に取り組んでまいりたいと思います。

○居在家委員 ヨーネの発生は、北海道はずば抜けて多いわけですね。600頭近く。ほかは1桁ですから。ただ、これは検査のあれにも関係するんですよ。保健所の熱心さにも関係

してくるんですよ。だから、一概にほかが少ないというふうには私は思っていないんですけども。

ですから、せめて改良センターとしては、その範を垂れるようなものが望ましいのかなというふうには思いました。

○北池理事 既に検査体制につきましては、センター独自で頻度とか回数とかを上げて、当然ながらそのヨーネの発生を未然に防ぐということは今までも続けているところがございますので、新冠の件につきましても、そういうことの中で出てきたというところもあるものですから、引き続きそういう検査につきましては、当然、充実していきたいと思っておりますし、その状況につきましては各場共有して、こういうことが起こらないようにさらに徹底はしたいと思っております。

○犬飼畜産技術室長 ほか、ございますでしょうか。

それでは、センターから、残りの第2-7から第7までの説明をお願いいたします。

○島森個体識別部長 個体識別部長の島森と申します。よろしくをお願いいたします。

第2-7、55ページでございます。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法——通称、牛トレーサビリティ法と申しますけれども——に基づく事務等でございます。

ご承知のように、牛につきましては、個体識別番号を振って、出生または輸入から、と畜または死亡まで、その飼養者、あるいは管理者、それから施設の状況について、移動の状況を把握できるように牛個体識別台帳を作成することとなっており、その事務の一部を委任されています。

まず、牛個体識別台帳の作成及び記録でございますけれども、法律に基づき、牛の管理者等からの届け出を受理し、それをチェック——自動チェックですけれども——した後の情報を、牛個体識別台帳に記録しております。

それから、そのうち死亡またはと畜した記録については、保存ということで実施しております。

それから、牛個体識別台帳の正確な記録の確保につきまして、届け出、申し出を受理し、牛個体識別台帳の記録の修正及び取り消しを行っております。

それから、55ページの一番下でございますけれども、牛の管理者等に対して記録の確認を求めるとともに、農林水産大臣からの職権による通知を受けて、牛個体識別台帳の記録の修正等を行っております。

続きまして、記録された事項の公表でございます。法律に基づく公表事項につきまして、記録後、速やかにインターネットを通じて公表しております。

また、公表に同意のあった項目につきましては、インターネットを通じて、あわせて公表しております。

各種届け出の受理につきましては、エラー情報につきまして、牛の管理者にフィードバックして、届け出の修正等に役立てております。

個体識別番号の決定・通知でございますけれども、出生牛または輸入牛につきまして、自動システムにより個体識別番号を決定し、通知を行っております。

56ページの下でございますけれども、牛個体識別システムの利便性向上でございます。昨年度、26年度に刷新したデータベースをもとに、牛個体識別システムの再構築に着手しております。また、利便性の向上に役立つように、「届出Webシステム」、これはインターネットを通じて、パソコン、タブレット、それからスマートフォンを通じて届け出するシステムでございますけれども、それにつきまして、56ページの一番下でございますけれども、耳標の再発行請求ですとか、届け出の修正請求、繋養牛リストの出力等をできるように機能を追加しております。

57ページでございますけれども、もう1つ、牛の個体識別情報検索サービスから、全国和牛登録協会への「登記・登録牛データ確認システム」へのリンクを設けることによりまして、黒毛和種の登記・登録情報を確認できる仕組みを構築しております。

牛個体識別情報の有効活用につきましては、引き続き積極的なPR活動に努めております。利用者の要望に応じた情報提供を行っております。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償請求のための情報提供も行っております。

緊急検索体制の構築につきましては、口蹄疫発生にかかる緊急検索の机上演習を行いました。また、東京電力発電所事故への対応の一環として、警戒区域等の牛の情報提供を農林水産省に報告しております。

それから、牛以外のトレーサビリティ導入支援でございますが、牛以外の家畜、鶏と豚でございますけれども、これにつきまして、特に鶏につきましてはセンターの牧場を活用したモデル実証等を行って、記録方法等を改善し、ホームページにそうした関連情報を掲載しております。また、豚につきましては、生産者団体が実施する豚肉及び豚のトレーサビリティ検討委員会に参画して、協力しております。あわせて、ホームページにおいて関

連情報を提供しております。

以上です。

○関村企画調整部長 続きまして、第2－8、センターの人材・資源を活用しました外部支援について、59ページからご説明させていただきます。

まず、口蹄疫等の家畜伝染性疾病が発生した場合の緊急防疫対応につきましては、机上演習を行うことにより、連絡体制の整備を行いました。

続きまして、自然災害、家畜伝染性疾病等が発生した場合の家畜、乾牧草等の支援につきましては、27年度は支援の要請がございませんでしたが、この家畜や乾牧草等の支援以外のところで継続して実施しているものがございます。説明の②に書いてございますけれども、西郷村からの要請によりまして、除染作業に伴いまして出てきました残土等の仮置き場として、センターの約40ヘクタールの土地を貸し付けを実施してございますし、損害賠償請求等での情報の提供等も行っているところでございますので、こちらは評価をつけてございます。

続きまして、種畜等の受託管理につきましては、これは再掲でございますので説明は省略しますが、すみません、評価のところをBと書いていますけれども、これは協力依頼がなかったので、バーに修正をさせていただきたいと思っております。失礼しました。

続きまして、60ページ目に移ります。

技術開発への協力でございますが、54件の家畜・施設・情報等の提供を行ってございます。

委員会への協力でございますが、各種委員会等からの委嘱の要請に応じまして、250件、延べ286名を派遣してございます。

以上でございます。

○高柳理事 続きまして、61ページをごらんください。

61ページの財務内容の改善、自己収入の確保、自己収入の拡大、いずれも計画どおり順調にっております。

62ページをごらんください。62ページの経費の削減、資産の管理も、これも順調にしております。

63ページをごらんください。真ん中辺に「資産の貸付」というのがありますけれども、その説明の①というところに、昨年度もご指摘ありましたけれども、昨年度も引き続き一般社団法人の家畜改良事業団と、ジャパンケネルクラブ、また、先ほど説明申し上げた

とおり、西郷村に原発の仮置き場として貸し付けを行っているという状況でございます。

第3-7、経理の適正化でございますけれども、ここは昨年度あるいは一昨年度、不適正経理で国民の皆さんに大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

改めておわび申し上げます。

今回、にもかかわらずBというふうになっているわけでございますけれども、昨年度、最初、資料を公表いたしましたして、再発防止策を公表しました。今回、私どもの場合の受けとめ、自己評価の原因といたしましては、一番大きかったのはその検収、現物が入ったときに納品検査を行うわけなんですけれども、その検査を行うのが、課長がまず担当になっているわけでございますけれども、ところが、規程上は課長は検査の補助員を指名できるとなっているわけでございます。実際、自分の部下に指名して、その部下がやるしか実際は機能しないわけなんですけれども、実態上はそれまでは、課長は一人もその検査補助員を指名していなかった。したがって、物が入ってきたとき、そのときに実際、現場では物を受け取るという者がいるわけなんですけれども、その受け取った者というのは、いつ誰が受け取ったかというサインをするわけなんですけれども、そのサインあるいは日付というのは、私どものルール上は何の意味もないことでございます。あくまで、一方では、何月何日付で、今度は課長が受け取ったというふうにサインをしているわけでございます。これは私どもの規程上の納品検査でございますして、要は課長は自身で確認していなくてもサインを行っていたわけでございます。したがって、入った物が、何がいつ入ったかどうか、実は全然、申しわけありません、確認もしていない状況があった、それが実は恒常化していた部分が大きいわけでございます。

今回、中身といたしましては、プリペイド600万、あるいはそういった日付管理が甘かった部分が2,100万、合計2,700万円というのが会計検査院からご指摘があった部分でございますけれども、そういったことを一切やめるために、必ず検査補助員をちゃんと指名して、この検査補助員が私どものルール上の検査の納品者といたしまして、日付と受領印を押して、それを正式の書類といたしまししょう、そこは責任を持ってやりましようということを、チェックリスト等をつくりまして、ここに書いてあるように何度も何度も研修等を行いまして、徹底したわけでございます。そのマニュアルは膨大な……自分で言っちゃいけません、かなりな分厚い量をつくりましたし、また、そこはわかりやすいものにいたしまして、説明等を行ってきたわけでございます。そういったことによって、実はかなり改善があったというふうに思っています。

これは参考と言いますか、手前みそになってしまうかもしれませんが、今回その会計検査院から10の法人が不適正経理について指摘があったわけですが、中身を見てみますと、大きい法人ですと5億円の違反があり、処分の中身につきましても停職1カ月といったような重たい処分を受けた法人もあります。

一方、私どもにつきまして申し上げますと、懲戒処分はありませんでして、矯正措置という、懲戒処分ではない、軽い、要は指導などでございますけれども、そういった処分以下でございまして、また金額も2,700万円ということでありまして、他の法人について、この部分の自己評価を聞いてみますと、もちろん先生方、あるいは農林省の評価は違うかもしれませんが、重たい法人はやっぱりこれはCという感じなんですけれども、軽い法人であって、なおかつ自分なりに考えまして再発防止策を徹底して十分やったというふうに考えると、まあBかなといった法人もあつたりするわけですが、それは参考でしかないわけですが、私どもといたしましては、そういった再発防止策を徹底してやったということから、ここにつきましてはBというふうに考えているところでございます。

続きまして、64ページの短期借入、重要財産の処分、剰余金、65ページの施設の整備と、職員の人事等につきましては、特段ご説明するところはございません。

これとは別に、決算についてご説明したいと思います。

資料6-5、別の資料でございますけれど、6-5をごらんいただきたいと思っております。6-5に当センターの財務関係資料がございまして、1ページ目から財務諸表があります。ページはその横バーをつけている番号で申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

当センターは財務諸表の特徴的な部分については昨年ご説明を申し上げましたので、当該年度の特徴的な部分につきまして中心にご説明いたします。

4ページをごらんください。

貸借対照表がございまして、Ⅲ番の下側、「利益剰余金」というふうにあります。積立金が4,500万円で、当期末処分利益が5億8,400万円という大きい数字になっております。内容的には、その人件費が5億何がしぐらい、残りは自己収入増加分でございまして、自己収入であって、なおかつ使わなかったものが3,000万円程度あるというふうになっております。

6ページをごらんください。

6 ページのほうに、損益計算書の中のⅢ番の「臨時損失」というのがございます。大きいところがございますけれども、Ⅲ番の「臨時損失」の「固定資産譲渡損」というのがあります。2,159万何がしというふうにありますけれども、これは内容的には、熊本牧場におきましてポンプを使っていたのですが、ポンプが壊れてしまいまして、ポンプを直そうとすると、実は、直すお金よりか玉名市の水道の水を引いたほうが安上がりというふうに判断いたしまして、実際そういうふうに計算で出まして、したがって、私どもは今度は牧場から、その市の公道を使って、玉名市の水が来ているところまで別途、うちのほうで管を引いたわけがございます。その管を引いておいて、今度はポンプではなくて、玉名市の水が今度はうちの牧場に来るようにいたしまして、その管の部分につきまして、これを玉名市に譲渡いたしまして、そこから譲渡損ということがございまして、2,100万円の譲渡損が発生したわけがございます。

次に、「災害損失」、1,122万円というのがありまして、これは東電の原発の関係でございます。除染の関係で、当該年度では1,100万円の損失があったわけがございます。

一方、Ⅳ番の「臨時利益」のほうでござんいただきたいんですけども、「受取補償金」という欄が5つ目にあります。これが530万というふうにあります。これはこの年に東電から得た賠償金の額でございます。この年はたまたま1,122万円の損失があり、これはいずれは計算いたしまして、東電に対しまして、その損害は直接請求するつもりでございますけれども、一方では受取補償金が530万ということから、このやりとりだけ見ますと、当該年度では損失よりも補償金が少なかったわけがございますけれども、いずれにしましても、損失があったものにつきましては請求し、必要であればまたADRにあって、これは求めていきたいというふうに考えているわけがございます。

当期純利益が、先ほど申し上げましたように5億8,400万円というふうになっているわけがございます。

8 ページをごらんください。

利益処分に関する書類（案）といたしまして、先ほどの5億8,400万何がしというものがあるわけがございます。

ここまでの財務諸表でございますけれども、財務諸表から離れた行為といたしまして、このうち、ここには紙はありませんけれども、3億円何がしにつきましては、センター法に基づきまして、第3期から今期の5年間の第4期に繰り越して積立金として使いたいという承認申請を行いまして、昨日付で大臣から承認をいただきました。このうちの3億円

何がしにつきましては、大臣から承認をいただいた部分でございます。そこにつきましては、この紙では出ておりませんが、そういったこともやっているわけでございます。

続きまして、10ページをごらんください。

説明文でございます。「重要な会計方針」でございますけれども、10ページの冒頭部分でございますけれども、平成27年の独法会計基準の改訂ですとかがあって、今度はそのセグメント情報がより詳しくなったわけでございますけれども、当該年度につきましては、改正法の経過措置を使いまして、従前の中期目標の、細かいのではない大まかなセグメント区分を用いて会計処理を行いたいというふうに考えているわけでございます。

続きまして、12ページもごらんください。

12ページでございますけれども、不適切な経理処理事案についての説明があるわけでございます。

すみません、私、説明申し上げ忘れまして、もう一回6ページをごらんください。

6ページのⅢ番の「臨時損失」というふうにあります、「その他の臨時損失」、563万円というふうになっているわけでございます。この563万円と申しますのが、不適正経理のうち、昨年度までに相手方に返した部分でございます。

相手方に返した部分と言いますのは、私ども、実はこういうのを、不適正なことをやったもので返したいという協議をしたわけでございます。2,700万のうち、私ども不適正で考えましたのは、プリペイドの部分は全額でございます。一方、期日管理が甘くてたまたま納品と実際の契約が年度をまたいでしまったもの、これについては、基本的には法人はあくまで5年間単位で動くものですから、年度をまたいでいても、それは別に不適正としては軽いと考えたわけでございますが、一方では5年の大きな幅を超えてしまっているものにつきましては、これは不適切と考えまして、これは100万円分ぐらいがあります。合計、600万のプリペイドと100万円の5年度を超えた700万円につきまして、返還したいというふうに協議をしているわけでございます。

協議がほぼ終わりつつあるわけでございますけれども、昨年度中に563万円が返還を受けるといふふうにおっしゃっていただきまして、返還をしたわけでございます。一方、生産局さんから、要は農林省から直接来ている部分が交付金としてあるわけでございますが、これにつきましては現在、7月10までの期限に向けまして、返還をしたいということで今、手続を進めているわけでございます。

一部、文科省から出た補助金等につきましては、これはまだ現在協議中であるとか、ま

た、その一部民間企業からいただいた分につきましては、2万2,000円ですけれども、返還は要らないということから、返還はしておりません。

そうということで、その返還したのは563万9,000円というふうになっているわけでございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいんですけれども、13ページの減損の兆候でございまして、これは昨年と同様でございまして、②の部分でございまして、芝原の土地につきましては牧草生産を現在中止しておりますけれども、本件は除染計画が決まっていない、再開の見通しは立っていないことから、減損の兆候があります。ただし、③でございまして、草地の除染基準の動向を踏まえて、除染を行って牧草地として利用していることから、減損にしていません。昨年と同様の判断でございまして、そういうふうになっているわけでございます。

14ページをお願いします。

10番でございまして、「重要な債務負担行為関係」でございまして、新冠牧場の成雌牛舎及び搾乳牛舎の増築ほか工事、3億240万というふうになります。これが先ほど申し上げました、この書類に出てこない、農林大臣から承認をいただいて積立金を今期に繰り越しておいて、それを財源といたしまして工事を進めたいと思っております。ただし、契約そのものにつきましては昨年度中にやっているわけでございますけれども、実際の支出につきましては今年度に繰り越すことから、そこでは重要な債務負担行為の関係というふうになっているところでございまして、ここは今回の財務諸表で一番特徴的な部分というふうになっているわけでございます。

続きまして、恐縮ですが大分飛びまして、27ページをごらんください。

27ページに「開示すべきセグメント情報」というのがありまして、家畜改良事業、一番上の枠の部分でございまして、家畜改良、飼料作物生産、技術の実用化、その他というふうに4区分であるわけでございますけれども、この4区分と申しますのが、一部改正法の経過措置を使った簡易な区分でございまして、今年度からは、新しい年度からはこれを8区分にしてセグメントを開示していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、恐縮でございます、大分飛びまして、決算の関係ですが、41ページをごらんください。

41ページに決算の報告書をつけておりますけれども、41ページの収入の欄でございまして

けれども、「諸収入」という欄が真ん中にありまして、「農畜産物売払代」というのがあります。予算金額が7億4,700万円、これに対しまして決算が16億900万となっております、その差が9億4,300万、自己資金がふえたわけでございますけれども、これはその当該年度まではこういった処理をしておりましたけれども、今年度からは業務達成基準を導入いたしまして、より厳格な進行管理を行うつもりでございます、今年度からはこれほど大きな自己収入の増加というのはないというふうに考えているところでございます。

それと、42ページ以下に監事さんからの監査報告と、優成監査法人様からの監査報告書がつけているところでございます。43ページには監事様からも、不適正経理についての言及をいただいているところでございます。

私からは以上です。

○犬飼畜産技術室長 それでは、第2-7から第7の予算のところまでの説明に関しまして、ご質問やご意見があれば、よろしく申し上げます。

お願いいたします。

○藤川委員 不適正経理の件ですけれども、なかなかどう評価するかは難しいところかな。金額が重要性がなければいいという話とも言い切れないし、あと、こちらの評価に際して特に検討が必要なのというような紙のところでも、起きたのは21から25だとは書いてあるんですけれども、じゃあ過去に起きてしまったものは、発覚したときに評価は関係ないのかと言うと、それもそうではないと思いますが、すぐに防止策等も考えられていろいろ対応されているということに関しては、その点は評価には値すると思うんですけれども、評価されるのは大臣なので、そこはある程度、事象は同じ部分もありますし、バランス感というところも恐らくあるのかなと思いますので、そこは慎重に検討していただいとことなのかなというふうには思っております。

監事さんの監査報告においては、内部統制の問題として指摘をされているということであらうと思います。こういう不正な行為があったときに、どのように開示をしているかということに関して、監査報告に書いたほうがいいというようなことがあったと思うんですけれど、そこは特に書かれなかったんですね。

開示も実際はしていらっしゃるんで、いつこういうことがあって、こういうふうの開示をして、国民にも適切に対応していることを公表しているというようなところを……

○高柳理事 公表をしているわけでありまして。

○藤川委員 多数の法人に亘って発生したインパクトの大きな事として、自ら開示もして

いるなどを勘案すれば、監事の監査報告において何らかの言及を検討しなかったのでしょうか。

○佐藤監事 よろしいですか。内容的にはおっしゃるとおりで、ちょっと個人的にはどうなのかなと思ったのは、返還をするというところのほうが、やることはちゃんとやった部分なので、何も返還をするというのはなしでいいのかな。本当の不正ではないわけなので、手続的な誤りは、内部統制の話という話だったんですけれども、確かに、その手続的な担当者の誤りがあったというのと、担当課長がしっかり検収をしなかった。じゃあ、内容的にどうだったかという、研究の目的については実施をしているので、それについて返還をするというのは、何か個人的にはちょっと腑に落ちないところがあります。

○藤川委員 ちょっとびっくりしました。そこまでやるのかなということは。

○佐藤監事 というか、金額的に、まあ返してもいいくらいの金額なのかなというふうに、それで終わりにしたいというところもあるのかなという印象を持ったんですけれども、文部科学省のほうの法人は、とてもそういう返せるような金額では多分ないと思うので、そういう手続はとれないのかな。

このところが、ちょっと個人的には腑に落ちない部分です。

ただ、内容的には、その後の第三者委員会の報告を受け、それに対する対処もしっかりしていると認識しましたので、監事としては、今後のその運用状況を将来確認していけばいいのかなという内容で、ここに若干記載させていただきました。

○藤川委員 なかなかほかの独法でもインパクトが大きくて、いろいろなほかの法人も検査院が入るたびに、どうなっているんだというのをよく聞かれて、調達等合理化計画の中にもその点を対応したなら書きなさいとかって言われていたりするらしいので、事件としては結構インパクトは大きいのかなというふうには思っています。

あと、積立金が5億8,000万のうち、3億は翌目標期間以降への繰り越しが認められたということなんですけれども、もともとこの契約内容の工事というのは、それなりに前から予定されていた、契約はこの27年度内に行われたということだと思いますけれども、その老朽化していて、増築とか、そういうことだとか、狭くなっていて増築が……

○北池理事 新しい機械を入れるということで、それはその時期じゃなくて、その前から検討していたんですけれども、結果としてそこは、そこまでうまくいかなかったということで、延びてしまったということになってございます。そういう状況です。

○藤川委員 じゃあ、やるつもりだったんだけど、延びてしまったということでしょう

か。

○北池理事 いろいろ状況が、と言いますと、少し病気の発生もあったものですから、いろいろちょっとその部分……。

○藤川委員 対応に追われて、ということでしょうか。

○北池理事 そうなんです。

○藤川委員 そういう意味では、使い切れなかった部分があるので。

○北池理事 それで、末になってしまったという背景がございます。

○犬飼畜産技術室長 そこは11月にTPPの大筋合意に至りまして、その結果、国として酪農の生産合理化を図るという必要が生じまして、その中で搾乳ロボットという、ロボットに搾乳部分を任せるといふ新しい技術を推進していこうという話がございます、家畜改良センター、昔はロボットを入れていたのですが、近年それは使っていないということもありまして、センターにロボットを使用した飼養管理技術、こういうものの普及を図れないかという話をいたしました。

それで、新冠牧場のほうにロボットを入れようということで計画をしていただいたのですが、先ほど来ご説明しているヨーネ病が発生いたしまして、当初計画どおり年度内に工事を終えることができなかつたということでございます。

そのほか、ございますでしょうか。

私のほうから、63ページの関係で、不適正経理の関係で物品の検収の運用をルールどおりするように徹底を図つたというお話がございました。これは、調査研究部分だけなんですか。それとも、あらゆる物品の購入について、検収ルールを改めたのでしょうか。どちらでしたか。

○高柳理事 全ての物品です。検査補助員を使って適切に、要は形式的な検収は一切だめですよ、日付もさかのぼりとか、そういうことは一切だめですよ。相手がいてどうしてもこの日だけはだめというような場合は、ないわけじゃないんですけど、そうでない限りは日付はその日以降を、日付を書きましようねということで徹底しているわけでございます。

○犬飼畜産技術室長 ほかはございますか。

○居在家委員 不正経理に関して、おっしゃるとおりなんですけれども、研究する側の立場にとって、その予算的にお金が使える時期がかなり遅くなるというふうなこともあって、そういうことも持ってきたんでしょう。わかります。

そういうところの、そのお金の使い方の継続性と言うか、4月から、新年度から当初の予定されていたことについては、貸し借り入れと言うか、借り入れと言うか、貸し付けと言うか、そういうことも含めて、どう対応されているか。

やっちゃいけないということだけでやってしまうと、例えば、プロジェクトに採用されても、実際予算が来るのが8月とか9月とかということもあるわけです。4月から始まってやっていなきゃいけないのに、実は実際やり始めるとなるともう秋になって、それでもう2月には成果を出せと言われると、研究者もちょっとつらいところがあつてですね。

私が前いたところでは、そういう確約されたものに関しては、貸し付け制度と言うか、本省が、研究室あるいは担当者に対して、限度額はあるんですけども、貸し付け制度というのがあって、それで運用させていたということもありまして、そこら辺のところを、やっちゃだめだよと言うのは簡単ですけども、じゃあ研究の継続性、あるいはその進捗性を考えたときに、それをどう担保させてやるのかということも考えてあげていかないと、多分皆さん、すごく取り組みが遅くなったりして、あるいはパートさんも雇えないということが生じて、テクニカルなパートさんも雇えないところが生じて、かなりその研究業務に支障を来すと思うんですね。

だから、そこら辺のところも少し勘案したシステムも、少し考案してみてはいかがでしょうか。今の計画でなくても結構ですけども、次期の計画のときにはそういう制度も盛り込んで、推進制度をきちっとするというふうなところを考えてあげたほうがいいかなと思います。そうすると多分、こういう問題は出てこなくなると思うんですけども、そういうところはいかがでしょう。

○高柳理事 説明不足で申しわけありませんでした。プリペイドは一切禁止ということにしたんです。かわりに、もう全部、単価契約に切りかえましょうと。一番問題になっていたのは、その化学合成のDNAキットというものなんですけれども、1回31万何がしかのキットなんですけれど、それを何回か使っていくわけなんですけれども、あらかじめ、実はもう既製品に近いものですから、それはもう価格は決まっているものですから、その単価をその年度は幾らにしましょうねとかやっていきまして、あとは単価があるわけですから、それを数量で買って、予算はこんな、総額はこうなんですというだけでございまして、単価契約で何か問題があるか、聞いていっても、別に、ええ、いいですよって、研究者、研究業務をやっている方からすれば、これでも十分使えますよという話なものですから、特段、実は問題はないと思っています。

本当はプリペイド自体も、うちの規程上は、ルール上は、理事長まで承認申請すれば実はできることになっていたんです、前払いにつきましては。ただ、そこは承認申請していなかったものだから、そこはルール違反ですね。要は、変な話、会計検査院から、あくまでうちのルール違反ですねという、合規性違反ですねということで問われた部分があるわけでございます。

その意味で確かに、その本当に返すんですかという話はあるかもしれないんですけど、そこは決して縁を切ったわけじゃないんですけども、他法人の動向なんかを見まして、プリペイドについては、やはり返すのかという話でございまして、そこは並びという部分、正直言ってあります。ありまして、やっぱり返したわけでございます。

事柄としてですから、まさに単価契約にすることによって、実際、使う方からすれば、別にこれでいいですというふうには評価できるということで、つもりです。

○犬飼畜産技術室長 今の居在家委員からのご発言は、そのプリペイド方式の話ではなくて、私は、運営費交付金によって実施している事業ではなくて、他法人からの研究助成のようなものを受ける仕組みにおいて、実際にその法人から受けるお金が、その4月当初から来るわけではないようなケースがあったり、いろいろなケースがあるので、その研究計画をより円滑に進めるために、確実にお金は来る、お金自身が来るのは後であっても、契約が成立したものについては限度額のもとで研究を、お金が来る前に始められるような仕組みを検討してもよいのではないかという提案だったと理解したのですが。

○北池理事 その件につきましては、現時点において、技術をやっている調査のほうから、そういう非常に動きにくくなったとか、非常に苦しくなったという話まではまだ聞いておらないところであって、その状況に応じて、また、その進みぐあいとか、研究に対する影響を考慮して、導入するかどうか、そういう必要も含めて検討していきたいなと思っております。

○居在家委員 ぜひ、お願いしたいと思います。

というのは、いろんなプロジェクトを農水で運営している、大型プロジェクトもありますよね。改良センターさんが例えばほ場で、ほ場と言いか共同研究所として持っているところも多々あると思います。

実際それが、課題がこの前決まったのが4月とか5月とかで、それでお金が出るのは多分7月とか言っているのは無理で、大体8月。それから実際、改良センターに振り込まれるのは9月とかになってしまうと、ちょっと間に合わないというのがあってですね。

少なくともその課題について、しっかりした裏づけがあるものについては、もう少し柔軟な制度を、独自の制度で構わないと思うんですけども、そういうルールをしっかりとすれば会計検査院からも文句を言われたいんじゃないかと私は思ったので、もし検討する機会がありましたら、ちょっと中で検討してみてください。

ところが持っているお金の中から、少し限度額が予算配分額の3割程度とか4割程度とかというふうな範囲の中で貸し付けを行うことができるみたいな、その人に。みたいなのがあれば、いいかなというふうには思います。

○北池理事 少し、ちょっと関係者の状況を確認した上で検討させていただきたいと思います。

○居在家委員 ぜひ検討してみてください。

○犬飼畜産技術室長 家畜改良センターの場合には、例えば昔の家衛試のように、個人のところにお金が置いていかれる方式ではないものですから、ちょっと会計方法も違ったりしますので、そこはまたご指摘を踏まえて検討いただければというふうに思います。

○高柳理事 あと、実態といたしまして、研究独法でないこともありまして、要は共同的資金の、実は金額自体、それほど実は、少ないんです、ものすごく。ある意味では交付金でやっている部分は相当ありまして、そういった状況もございます。

○犬飼畜産技術室長 それでは、ほかにご質問、ご意見、ございますか。

それでは、事務局のほうから、平成27年度業務実績の評価を行うに際しまして、特に検討が必要と考えられる事項について、ご説明申し上げます。

○上田課長補佐 それでは、A4横の1枚紙、資料4-4をごらんください。

特に検討が必要と考えられる事項、平成27年度の業務実績についてということで、3点まとめております。

まず、1番目が、家畜改良センターにおける不適正な経理。先ほどから議論ありますが、発生時期としては21から25年度で、概要としましては、大きいところが、27年11月6日に会計検査院より、決算報告の中で不当事項として指摘されているということでございます。

家畜改良センターの27年度自己評価は、Bということでございます。

留意点としましては、不適正経理が起こった時期で、センターの再発防止対策で、さらには先ほど説明しましたように、27年11月に報告として内閣に出されている、こういう点をどう考慮するかということでございます。

事務局の考えとしましては、今回は27年度評価ということですので、直接的にはやはり

関係ないのかなということですので、Bというのも可能かと思われませんが、いずれにしても、重い軽いにかかわらず、10法人の横並びというのがございますので、そこは官房広報評価課と相談しつつ決めるべきと思っております。

次に、②の家畜改良センター新冠牧場におけるヨーネ病の発生ということなのですが、これは発生時期、28年2月と28年5月の2回、これまで発生しております。概要のところを書いてありますとおり、2月の発生におきまして、新冠牧場の第1農場が、家畜保健衛生所のほうから、発生農場という形で指定されております。

家畜改良センターの自己評価は、Cということがございます。

留意点なのですが、ちょっと先ほども議論ありましたが、年度計画の記述が「外部からの伝染性疾病の要因が侵入しないよう、徹底的な衛生措置を行う」ということ、他方、北海道における近年のヨーネ病発生頭数は年間400頭から700頭の水準で推移しているという状況に留意する必要があります。

これは、昨年、豚の流行性下痢が発生して、やはりCとしております。これはやはり年度計画の記述が「伝染性疾病の要因が侵入しないよう、徹底的な衛生措置を行う」というふうになっておりますので、こういう計画の中で発生しておりますので、やはりCということが妥当かなというふうに事務局としては考えております。

次に③、これは奥羽牧場で製造された日本短角種精液の家畜人工授精用精液の回収ということなんですけれども、この概要のところを読んでいただきたいのですが、奥羽牧場で日本短角種の精液を配布していたんですけれども、その精液を日本短角種の雌につけたら、体毛の黒い子牛が生産された。親子鑑定の結果、奥羽牧場でその日、これは大分前に採精している、平成21年に採精している精液なんですけれども、同日に採精された奥羽牧場で飼養されていた黒毛和種の精液であることがわかったということです。いずれにしても、日本短角種の精液だと売っていたんですけれども、実は黒毛和種の精液が入っていたということがございます。

そのため、奥羽牧場としては精液の回収を開始して、その日本短角種精液の供給を停止していたところということがございます。

精液の回収は6月に終了しております。7月から、黒毛和種の精液混入のおそれがないことを遺伝子検査を用いた親子鑑定等により確認した日本短角種精液のみ、供給を再開する予定ということで、再発防止策はとられている。

参考までに申し上げますと、奥羽牧場では、今は家畜の採精はやっておりませんので、

基本的にストックした精液を配布しているということでございますので、そのストックした中から一定の条件を満たして、遺伝子検査を行って日本短角種の精液のみとわかったものを、供給を再開しているということでございます。

こちらは、センターの自己評価なのですが、Bとしております。27年度計画の日本短角種精液の目標、計画はどうなっているかと言うと、「日本短角種について、遺伝的に特徴のある牛群を維持し、育種改良素材を必要に応じて生産・供給する」となっております。この育種改良素材には、精液も含まれると考えることが妥当だろう。生産・供給は確かにしているんですけども、その27年に配布した精液の、この「道逢6」のものについては回収等を行っておりますので、生産・供給はしているのですが、黒毛和種の混ざったものを生産・供給しているということであれば、それは計画どおり、少なくとも今は改善されているとはしても、27年度において計画どおり実施したとは言いがたいのではないかと思います。ことでも、事務局としてはCの評価が妥当なのかなというふうに考えております。

○犬飼畜産技術室長 それでは、引き続きまして、評価にかかる審議に入ります。

センターが行った自己評価や、27年度業務実績の評価を行うに際し、特に検討が必要と考えられる事項等について、ご意見をお願いいたします。

○野村委員 今、説明いただきました③の、この奥羽牧場の精液の件ですけれども、この件は、混入していたのが黒毛和種の精液だったのでわかったわけですよね。もし同じ短角の精液の中で種雄牛の名号が間違っようなものならば、わからず供給されていたという可能性はないんですか。

21年にとった精液みたいですが、どの段階でこういうことが起こったのかなどということは、ちゃんと究明しておかないと、改良ということに関して、間違っ精液が入っているというのは、これは改良ということの根幹にかかわる問題だと思います。今回は、品種が違っから毛色でわかったというだけの話で、十分このところは注意されないといけないかなと思います。どういう状況でこういうことが起こったとか、その後何か判明しているのでしょうか。

○北池理事 その当日、当然ながら、その生産の野帳が残ってございまして、そのとき担当した人もわかっておりますので、当然その本人からのヒアリングもしてございますし、また、そのときにどういう工程を持って行われたかということについても、確認をして再現をして、どこに問題があったかということは今、確認をしているところです。

それと、もう1つ、この精液についてどういう形で、回収した精液につきましてもDN

A鑑定をして、どういうものが含まれていたかということは今、確認をしております、現実的にはその精液の中で、「道逢6」というその短角の精液の中に、一部黒毛和種の精液がまじっていた。表記上は「道逢6」という状況でございます、何らか、そのストローに入れるときに起こったんだろうというふうに考えます。

そういう状況なんですけれども、1つ、私ども、その当時の野帳を確認しまして、製造段階を見ると、当初、とった精液につきまして、何本つくれるだろうという想定ができますよね。それと、実際に生産された本数に、40本近い、三十何本ですけれども、差があったことが確認されてございます。

そういう面で、今後その野帳ももう一遍、過去の精液でございますから、生産サイドでのその野帳も当たりまして、そういう野帳上、生産のときに何らかのアクシデントが起こらないということを確認した上で、さらにDNAで、ロット単位でDNAで同一性というんですか、問題がないというようなもの確認されたものについて精液を再開するというような形で、さらに、言いましたように、その野帳の確認とDNAで確認して問題ないと思われる精液についての再開というような形で、非常に厳格に行っていこうと思っております。

○野村委員 わかりました。

○北池理事 もう1つ、私ども精液生産につきましては、ほかの牧場もやっているわけでございますので、もう一度マニュアルも見直しまして、厳格に、その最初と最後がはっきりと確認できるような形でマニュアルの見直しを図って、今後の生産はそういう形できちりやっっていこうと思っておりますが、短角につきましては何分もう生産が終わっているものですから、需要もあるものですから、そういう一部厳格に確認したものだけを出していくという方向で、変えたいと思っております。

○居在家委員 でも、これはやっぱり、あつてはならないミスでしたね。

○北池理事 そうですね。

○居在家委員 当に、こういうことが1例でも出てくると、やはりその国の、特に改良センターの責任問題というのは、今回黒毛のあれだったので、子牛の価格は少し高いので、農家さんにとってみれば、まあ仕方ないかなって、そういうレベルなのかもしれませんけれども、でも、実際問題、そのほかの、精液の意図的な、いわゆる取り違いとか偽造とか、そういうのはしょっちゅう、今まで、トレーサビリティのおかげで少しそれは減りましたがけれども、でも、たまにまた、数年に一遍、意図的に変えてみたいということがあって、

特に事業団の精液の有名なところの精液は、闇取引でそういうのが横行したりもしていたというふうに聞いておりました、やはりこれをBというふうに評価されるのは、ちょっと私としては腑に落ちない。

やはり、これは改良センターの業務の根幹にかかわる、非常に由々しき事項だというふうに私自身は思っております、教育と言うか、トレーニングと言うんですか、そういうことも含めてきちっと、どういうふうに、何回かトレーニングする、いわゆる作業手順をどのように確認していくのかとか、そういうことも含めてもう一度考えて、きちっとした対応をとっていただいたほうがいいと思います。

○北池理事 対応につきましては当然、畜産振興課との相談の上、それに、特に家畜改良事業団ですね。一度にたくさんの種雄牛を採精するような場のところで、どういう確認をやっているかということを確認しまして、それを完全に盛り込んだわけじゃないですけど、それをかなり導入した上での新たなマニュアルをつくりまして、それで、さらにその実際に採精するときに、このセンター本所から行って確認をするような形で、今後生産する精液については確実なるものをつくっていきたいというふうに考えてございます。

○居在家委員 事業団の精液の採取なんか見ますと、種雄牛を間違えたら一大事なので、それこそ、もう何遍もチェックしているんですよ、番号を、個体を見て、それをちゃんと何番というふうに言い合って、交換しながらね。それを何重にもチェックしながらやっていると思うんですね。

ですから、いろんな意味で、気の緩みがあってはならないところなので、もう伝染病は仕方がない部分もあるんですけども、これに関してはやはり、きちっとした対応をとられたほうがよろしいと思います。

○北池理事 先ほど言いました、その確認でも、今までは口頭でやっていたものを、札をつくるとか、特にそれと、もう1つ、当初つくるであろう想定される本数とできた本数の差というのが、非常に改良事業団は厳格にやっております、仮に1本でも差が出ると、それは全部廃棄するというような厳格な対応をしております。

先ほどの私どもの対応を見ますと、その野帳を見ると数十本の差があった、そういう状況はやっぱり非常に反省せないかんところもあるものですから、そこも厳格にそういうのをマニュアルに書き込みまして、今後やっていくことを考えてございます。

○居在家委員 特に新しい方が入ってきたり、人が固定しないで移りかわっていくときがあるでしょ。だから、そういうときに余計、きちっとした対応をとられたほうがいいと思

います。

改良事業団あたりは、何か専門家の人が、大体同じような人がずっと長い間やっているような場合、地元採用のと言っちゃ怒られるんでしょうけれども、多いみたいなんですけれども、やっぱり改良センターの場合はいろんな人が移りかわっていくわけですから、そこはきちっとしたトレーニングと再発防止策をとられたほうがいいと思います。

○犬飼畜産技術室長 日本短角種は、むしろ繫養頭数が減っておりますので、そういう中で純粋種の雌をつくろうとして交配をされたのではないかという点を見ると、むしろ頭数がある品種より深刻な影響もあるという見方もできるのかというふうに思っております。

それで、やはりその製造工程のマニュアルというものはできているのですが、そのマニュアルどおり工程が実施されたということ、記録によってさかのぼって確認をできないという状態であったことについても、やはり問題があるというふうに思っております、I S OとかH A C C Pとかいうことがありますけれども、製造工程の管理と、問題が起きた場合にさかのぼれる仕組みという、両方のことをつくる必要があるんじゃないかということで、私どもからはいろいろなお話をしております、現在、奥羽牧場では採精の業務がありませんので、新冠牧場での実際の採精の業務をモデル的にして、そのところで1つモデルをつくって、それを他場に普遍させようということで、センターと話をしているところでございます。

それから、先ほど、ずっと同じ職員がやっていると間違えるリスクがという話もありましたけれど、一方で、慣れてしまうということも、これまた一方で別なリスクを生みますので、そういった意味では、定期的に、例えば本所から出向いて、立入検査のような形で、実際にその適正にプロセスが管理されているかどうか、そういったことをきちんと担保していくというふうなことも必要だと思っております、この件については、私どもとしては、家畜改良センターという看板どおりの業務の一丁目一番地の業務でございますので、これについてはしっかりした改善が必要というふうに考えております。

○俵積田改良部長 今回、ちなみに再発防止策について取りまとめを行っております、畜産振興課にもご報告をしておるんですけれども、その中にはマニュアル以外にも、先ほど委員からご指摘のあった、その講習という意味で、人の異動があってもなくても、これ年1回は最低やってというようなことも、今回、各牧場に指示をしております。

○犬飼畜産技術室長 ほかに、お願いいたします。

○藤川委員 3つある中で、最初のものに関しては先ほども申し上げたとおりで、 balan

ス感というのもありますし、この内容は規程どおりにやっていなかった、ずさんなものだったということです。

2番目のものというのは、やや、ちょっと不幸な、自分ではどうしようもない部分もあったということもあろうかと思います。

それに比べて3番目というのは、本当に皆さんおっしゃるように、非常に重要な根幹の問題であろうと思いますし、内部統制システムに関してリスクを洗い出しましたというようなお話がありましたけれども、まさにセンターにとって中期目標で達成しなければいけないような目標が、かなりそれに支障が生じるような中身であって、重大なリスクが発現してしまったということではないかと思います。

そのあたり、内部統制という面で言えば、こういうことへの対応、これもリスクとして洗い出していて、対応はどうするのか。それに関して、ちゃんとやられているのかどうか、運用状況を、例えば内部監査において見ているとか、監事監査においても見るとか、本所が検査をするということだけではなくて、中で自浄作用があって、そういうことをやれる体制になっているのでしょうか。そこはどうなのでしょう。

○俵積田改良部長 今回、その再発防止策の中では、先ほど理事からも申し上げましたけれども、まず最初、今回、マニュアルをつくれというだけではなくて、そのとおりにちゃんと生産工程が実施をされるように、私どもも立ち入る予定にしております。

それと、あと、生産された精液について、これから毎年、各牧場から在庫状況を確認するように報告を求めるようにすることにしております。そういったところで、適正な生産が行われているというようなことを確認していこうと考えております。

○佐藤監事 監事のほうとして、これ、聞いたのが、これは発生というか、28年3月に供給したというので、たしか4月以降になってから報告があった部分なので、まだ、一応こういうことがあったという、あと現状調査しているというような状況で、何ともまだ対応もできていない状況です。

今後また監事として、これから、任命を受けたばかりなもので、またこの次の期としても何らかの対応をしていきたいと思っております。

○藤川委員 これは洗い出したリスクの中には、こういうものも入っていたということですか。内部統制でリスクを上げましたとかというふうに書いてありましたけれども、例えばそういう精液を取り出したものが混入しちゃうとかというようなことも、リスクとして上がっていたのでしょうか。

○関村企画調整部長 そのこのところと言うと、リスク管理計画の見直しを今、行っておりまして、その中でちゃんと踏み込んだ書きぶりを入れるということで、それは対応をすることにしています。

○藤川委員 じゃ、27年度では入っていなかった。

○関村企画調整部長 はい。

○藤川委員 でも、やっぱり、そういう重要なものが、まさに目標達成に、困難とする事象ということになると思うので、それは入れておくべきだとは思いますが。

あと、ほかはないのかということ、この事象だけじゃなくて、やっぱり混入ということによって、いろいろなものを行っているわけですよね、種類としては。それ、ほかの分野でもないということは確認していると考えてよろしいですか。

○北池理事 例えば精液とか、こういう生産に関しては、当然ながら、ここであった日本短角種だけじゃなくて、乳牛である、あるいは豚でもとか、山羊でもございますので、それは先ほど1つのマニュアルをつくりましたので、それを各畜種、確実に反映させる。同じように、部長が申しましたように、トレーニングなり、確認をやっていくということを考えています。

○藤川委員 それ、マニュアルはつくったけれども、それは今後の話じゃないですか。過去のものは大丈夫だったのかというのは……。

○北池理事 ですから、まず、その台帳と言うんですか、その生産本数と、その確認をしております。

○藤川委員 それは全部見直し。

○北池理事 見直しをやった上で……。

○藤川委員 ほかのものも見直し。

○北池理事 やった上で、どうしようかという、そんなに問題ないと思いますけれども。

○藤川委員 種とかもそうなんですか、やっぱり。

○犬飼畜産技術室長 生産物の中で、今回の精液のように、ほかのものが一切混ざってはいけないものと、牧草の種ですと、一定の量まで、どうしても雑草の種なんか舞ってきたり、それから、ちり、ごみのようなものが入りますので、ある程度の範囲までは混ざり物があってもいいという、2種類のものがございます。

ただ、牧草の種につきましては、生産牧場のほうで検査をした上で、実際に外部に出す前に、長野牧場のほうで改めて物を調べたり、それから種をまいて実際に発芽した結果、

きちんと本来の性能を持っているかというのを見るというようなことで、種のほうがむしろ2段階チェックの仕組みがあるというふうなことで、家畜の種は、いちいちつけて間違っていないかということを見るのは、植物の種のように容易ではありませんので、その管理が牧草と家畜のほうでは違いますけれども、そういう、混ざっていいものと、混ざってはいけないものがあって、ものに依じて仕組みを、それに合わせてつくっているということです。

○北池理事 1点、確かにこの精液の問題というのは非常に重大な問題だと思っておりますけれども、私ども改良センター、今までも相当数の精液を供給しているわけがございますけれども、一度もこういうことは起こっておりませんので、今回、過去のことをおっしゃいましたけれど、今までの供給の中でこういう問題が発生したことは一度もないということは、状況でございますので、過去のものについて、そんなに大きな問題があるというふうには認識してございません。当然チェックはいたしますけれども。

○藤川委員 監事への報告がちょっと遅いということは。

○北池理事 これ、ただ、わかったのが4月になってからなものですから、そこはちょっと、その時期の……。

○居在家委員 それは妊娠期間が10カ月あって、だから、まあ翌年ですよ、実際わかるようになってね。

○北池理事 実際わかったのは今年の4月を超えてございます。

○藤川委員 でも、3月に確認されて。

○犬飼畜産技術室長 3月27日か28日ですね。

○北池理事 いや、ただ、あれは黒い子牛がという話で、確実に違うとわかったのが4月です。

○犬飼畜産技術室長 変な牛が生まれているという第一報があったのが、3月、本当に末。

○北池理事 そうですね。

○藤川委員 でも、知らされなかったということなので。

○佐藤監事 役員会のあたりだったんですかね。

○北池理事 ただ、内容が明らかになったときにですね。その親子関係とか、いろんな過程を経て、間違いなくこういう事情だろうというふうに。

○藤川委員 一報は、あってもよろしいのかなとは思いますが。

○北池理事 そこは、すみません。

○居在家委員　すぐには親子鑑定なんてできるものではないので、しばらく様子を見て。

○北池理事　普通、2週間ぐらいはかかります。

○居在家委員　かかりますね。

○藤川委員　それはそうですね。そういう問題が生じたということ自体を、監事は知っていないといけないと思います。

○北池理事　そこはわかりました。もう、それは、早急に連絡するようにいたしますので。

○犬飼畜産技術室長　そのほか、ございますでしょうか。

それでは、事務局のほうで、これまでの委員の方々のご意見を取りまとめて、口頭で説明させていただきます。

○上田課長補佐　先ほど、その評価への、改めての意見をまとめさせていただきますけれども、①の不適正経理については、やはりバランスを見つつ判断しなきゃいけないものだろう。

ヨーネ病については、Cという……ちょっとそこまでははっきりおっしゃっていないかもしれませんが、なかなか、十分な衛生対策を実施しても、やはりその病気ですので、侵入を完全に阻止することは難しいというふうな、等の意見があったというふうに認識しております。

③については、やはりこれは再発の防止の徹底。これは日本短角種に限らず、家畜改良センターのそういった精液供給業務に関して、ちゃんとマニュアルを徹底するなり、または内部監査を強化するなりして、自助努力でちゃんとチェックできるようなシステムを強化して、再発防止の徹底を図るべきというような感じの意見だったと思うんですが。

○犬飼畜産技術室長　あと、ヨーネ病につきましては、非発生 of 牧場であっても、初乳の加温とか、リスク管理という意味で、できることはやるべきであるというご意見をいただいたというふうに承知をしております。

ただいま口頭で説明した意見につきましては、議事概要のほうに織り込んだ上で、改めて各委員のご確認をさせていただきたいというふうに思います。

ここで10分ほど休憩に入りたいと思います。

40分に再開させていただきます。

(休　　憩)

○犬飼畜産技術室長　それでは、40分にほぼなりましたので、もしよろしければ再開させていただきますのでよろしいでしょうか。

それでは、再開いたします。

家畜改良センターから、第3中期目標期間の業務実績と、それから自己評価について、ご説明をお願いします。

第3中期期間については、昨年度、農林水産大臣による見込み評価を行っておりますので、見込み評価と異なる結果となっている自己評価を中心に、その理由も含めてご説明をお願いいたします。

○高柳理事 まず、私からご説明いたします。

非常に細かい点で恐縮でございますが、資料5-1をごらんいただきたいんですけども、資料5-1の第3期の分なんですけれども、17ページをごらんいただきたいんですけども、ちょっと細かい話で恐縮でございます。

17ページの一番上の箱ですけども、調査研究業務で、その②のほうです。放射線測定器（シンチレーション）の購入に当たっては、他の機関と比較を行って、より経費が少ないリース方式による契約を活用したというふうに言っております。

先ほど、その27年度分のほうの19ページのほうでは——見なくて結構です——こちらではリースをやっていないと書いているんですけども、要は27年度では新規がなかったんですけども、5年間で1件だけ、実はリースをやった例がございまして、内容的には公益財団の生命科学安全研究所ってあるんですけども、そこと共同して、こういった除染の関係をやっていたんですけども、たまたま、その生命科学安全研究所さんが先にリースをやっておいて、実はそのリースをやった後に、うちが受け継いで今度リースをやったものですから、したがってリース料の単価が安くついたわけでございます。新規に買うよりかリースを引き継いでやったほうが安いということで、26年から3年間分なんですけれども、26、27、28、3年間分、現在リースをしております。

仮にもしこれが今後必要となるとすると、今の聞いている話では、今の年間の60万のリース料が今度はその10分の1で済むということでございますので、したがって、この場合であれば、買うよりか——90万円ぐらいになると思うんですけども——リースでやったほうが安くなるであろうと思っておりますけれども、そういった事例があったということをご触れております。

あとは、大きな点はございません。

あとは、すみません、また繰り返してなってしまうんですけども、56ページをごらんください。

56ページが、第3－7で経理の適正化で、経理面での見込み評価と今回の評価の違いでございすけれども、不適正経理につきまして、見込み評価におきましてはCでやっていたんですけれども、最終的には他法人の並びつてあるかもしれませんけれども、被害、ご迷惑をかけたその違反の程度、中身ですか、あるいは、その後の再発防止策の徹底等を勘案いたしまして、私どもはその5年間の評価につきましては、見込み評価と変えまして、評価はBというふうにしております。

59ページのほうでも、人事管理面で不適正経理につきまして入れてはいますけれども、見込み評価がCのところを、同じ理由からBにしているわけでございます。案件としては不適正経理の案件でございます。

以上でございます。

○俵積田改良部長 私のほうから、改良関係のほうのお話をさせていただきます。

目立ったところを申し上げますと、22ページ、乳用牛の改良の業務でございます。こちらにつきましては、見込み評価との違いということではございませんけれども、「泌乳能力に優れる改良用雌牛の生産」ということで、22ページの下にございすけれども、こちらについては、27年度の単年度評価はBとしておりますけれども、この5年間でホルスタイン種のこの乳牛につきまして、未經産ドナーの集合検定というようなことを活用しまして、遺伝的改良を行っておりますけれども、これについては5年間で年平均1.5倍ということで、A評価とさせていただいております。

それと、30ページ、こちらについては、先ほど肉用鶏の増体についてはご議論ありましたけれども、こちらについてもA評価とさせていただいております。

続きまして、34ページのところでございます。34ページの下のところ、「家畜伝染性疾病に対するリスク管理の強化」というところで、こちらについては見込み評価はCとしておりますけれども、5年間の評価としてはBとしていただいております。

続きまして、36ページの中ほど、飼料作物の種子の生産量の向上ということで、こちらについては先ほどご議論いただいたとおりでございますけれども、見込み評価はBでございましたけれども、私どもとしてはA評価とさせていただければというふうに考えております。

それと、52ページでございます。52ページの中ほどに、「自然災害、家畜伝染性疾病等が発生した場合の家畜、乾牧草等の支援」ということで、これまで口蹄疫関連の支援として、家畜の提供でありますとか、東日本大震災の関係で粗飼料の提供でありますとか、放

れ畜の捕獲作業への職員派遣というようなことをやっております。こちらについては、23、24はSということでございますけれども、3期を通じての評価ということではAという形にさせていただければと思っております。

簡単ではございますけれど、以上でございます。

○犬飼畜産技術室長 引き続きまして、事務局のほうから、第3中期目標期間業務実績の評価を行うに際し、特に検討が必要と考えられる事項について、説明をいたします。

先ほどのセンターからの説明に対する質疑応答は、この説明の後、まとめて行わせていただきたいと思います。

○上田課長補佐 では、すみません、お手元の資料5-4、A4の横の資料をごらんになっていただきたいんですけども、3点挙げております。

まず1点、先ほどと同じなんですけど、家畜改良センターにおける不適正な経理ということで、概要は先ほどお話ししたとおり。昨年大臣の見込み評価が、第3中期目標期間、Cであった。それを今回、そのセンターのほうから再発防止策等もあり、Bという形で上がってきております。

我々としては、再発防止対策等については、非常に頑張っているとは思っているんですけども、やはり2年連続、これは同じ事象ですが、平成26年11月と平成27年11月に報告されていますので、なかなか、そういう状況の中で、昨年大臣が決めたCをBに変えるのはちょっとやっぱり難しいんじゃないのか。

やはり会計検査院に報告されたということ、重く受けとめるべきかなという形で思っております。

次に、家畜改良センターにおける家畜伝染性疾病の発生、②番。これは2年連続病気が発生しております。まず、豚流行性下痢が平成26年で、ヨーネ病が平成28年の2月ということでございます。

センターの自己評価なのですが、防疫関係は3つのセクションに大体分かれています、一番上のBというのは、その遺伝資源のところのところは、昨年も見込みはBで、今回のセンターの自己評価もB。資料5-3の5ページのところなんですけれど。

あと、残りのリスク管理とか家畜伝染性疾病の項目については、昨年大臣評価では見込み評価はCとしているところを、今回、センターはBとしてきたということでございます。

やはり、ここ、厳しいようなのですが、中期計画の記述は、外部からの伝染性疾病の要

因が侵入しないよう徹底的な衛生措置を行うとなっていますので、2年連続、26年豚流行性下痢、ことしの2月にヨーネ病が発生したということを受ければ、やはり、しないよう徹底的な衛生措置を行ったとはなかなか言いがたいので、厳しいようですが、基本はやはり大臣見込み評価のCで、上のほうの遺伝資源のところは、評価にめり張りをつけるべきという委員の昨年の意見も考慮すれば、遺伝資源の保存というふうな目的がある項目についてはBということで特に問題ないんじゃないかなと考えております。

もう一回確認しますが、要するに、3つ、②の一番上のところはBでもいいんじゃないかと思うのですが、下のほうはやはり見込み評価どおりCが、中期計画の目的に照らせば妥当ではないかなというふうに考えております。

次に③、先ほどから議論になっています、奥羽牧場で製造された日本短角種の家畜人工授精用精液の回収の件なのですが、これは昨年度、大臣の見込み評価はBと、今回のセンターの評価もBなんですけれども、昨年の大臣の見込み評価のときは、この「道逢6」の事案がまだ判明していませんでしたので、判明した以上、ここは大臣の見込み評価はBですが、やはり期中を通してCということが妥当じゃないかというふうに考えております。

○犬飼畜産技術室長 引き続きまして、評価にかかる質疑に入ります。

センターが行った自己評価に関するコメントや、それから、第3中期目標期間業務実績の評価を行うに際し、特に検討が必要と考えている事項につきまして、ご意見をお願いいたします。

お願いします。

○藤川委員 すみません、ちょっと質問なのですが、22ページの一番下のところなんですけれども、これは27年度はBの評価で、27年のを見ると、24ページに1.1倍の改良だったのでBにしている、通して5年間で見ると1.5倍になるから、これでAだということですよ。

前のその最初の3年間というのは古い評価だったので、1つずつ下がるというふうなところはありますが、それで言えば、B、B、B、A、Bみたいなことになってしまうけれども、数値で言えば120を超えているのでAにします、そういうご趣旨でよろしいでしょうか。

○俵積田改良部長 過去3年間の実績については、ちょうどこちらの資料でいきますと71ページのところをご覧くださいと思いますが、ちょっと厚い冊子、5-2という資料です。第3中期目標、71ページでございます。

下の表がございますけれども、これ、雌牛の生まれ年で書いてありますので、ちょっとわかりにくいかと思えますけれども、24年生まれというところを27年ということと考えていただければと思えますけれども、乳量、乳脂肪量、無脂固形分量ということで、それぞれ項目がありますけれども、「目標に対する比率」というのがございます。ここで言いますと、24年生まれのところを27年ということでお考えいただければと思えますが、ここが1.16倍ということで、5年間の平均では1.16倍。ほかの項目でいきますと、例えば乳脂肪量なんかはこの期間を通じて2倍以上の目標をクリアをしているということで、通期でも2.83倍ということで、ほかの項目で見ると、あるいは全体的に各項目とも1.5倍以上の目標達成の水準であるということで、A評価とさせていただいたということです。

まさにこの乳量の最後の年、ここだけがちょっと1.16倍ということで、1.2を上回れなかったということで、27年についてはB評価ということにさせていただいたということです。

○藤川委員 厳しいですね。何か、ほかは、4つのうち3つ超えているからAと言っちゃうような法人もあるかと思えますけれども。非常に厳格にやっておられるということですね。わかりました。

○犬飼畜産技術室長 ほかにございますか。

○藤川委員 これに関しては、すみません、先ほどのように、もともとのその目標とする基準がどうかという話で言うと、どうなんでしょうか。

○俵積田改良部長 こちらは国の改良の目標ということで、これは国が法律に基づいて設定をしている目標でございますので、私どもとしては、決して低い目標ではなく、関係者の合意のもと設定されているという目標だというふうに考えております。

○藤川委員 全てがこれだけ上回るということは、じゃあ、国はもうちょっと高い目標を立てないといけないんじゃないか……。

○犬飼畜産技術室長 改良増殖目標ということで、家畜の能力を引っ張っていくために、多少その意欲的な部分も込めて、専門家の先生からのご意見も頂戴しながら定めているものでございまして。当然に日本の改良の一番最先端を走っているセンターがこれを満たすのは、ある意味では……。

○藤川委員 当たり前だと。

○犬飼畜産技術室長 当たり前だという気持ちも、ございます。

○吉澤委員 ここがやらないで、どこがやるのというところですね。ここがやっぱり先頭

を走ってくださらないと。

○藤川委員 2倍行って当たり前ぐらいの。

○居在家委員 でも、乳量が多いということだけじゃなくて、泌乳曲線の平準化による繁殖性の向上だとか、あるいは全体乳量のアップだとか、いろんなことがあるので、そういうことをできるのは家畜改良センターだけなんですね、日本では。

だから、いろんな意味で、杓子定規に家畜改良増殖法に基づくなんていうことは言わないで、いろんな新しいチャレンジをしてほしいと私は思っています。

こういう数値に捉われることも大事ですけども、いろんなタイプの、その乳、泌乳曲線を、泌乳特性を持った、あるいは乳成分ですか、を持った、いろんな育種素材を、できて、それがあるいは日本の酪農の差別化、個別化に生きてくる素材となり得るものを、ぜひこれからも続けて出していただければありがたいなというふうには思っております。

○吉澤委員 多様性の確保というようなことでやられて、ブラウンスイスとか、ジャージーとか、いろいろやられていますので、その辺すごい、家畜改良センターここにありというところで。

○俵積田改良部長 泌乳能力も、泌乳持続性にも、取り組んでまいりたいと思います。

○佐藤監事 あと、資料5-1の、先ほど、52ページのAという判定を出している自然災害のほうで、時期的に多分載っていないんでしょうけれども、後発事象的に熊本の地震のケースですけども、今回も速やかにというか、牧草を提供できたという、あとは人的にもまた応援できたという、そういう体制をとっていたからできたということなので、会計の世界では後発事象という年度の外側のことで、だからここへ書いていないと思うんですけども、そういう体制をとっていたから速やかに応援ができたというようなところも、もし書けるのであれば、何らかのところで書いてもらったほうがいいのかないかなと思いましたがけれども。

○藤川委員 そのあたりは、幾つも評価、法人を見ていて、書き込んでしまっているところもあるし、あとは補足資料として出される場所もあったりしますので、まさに今、監事がおっしゃったように、4月すぐ入ってからの熊本の地震に関して、早急に対応ができるような体制をとっていたということは、もしそうであればですが、そうであるし、そうであろうと思いますけれども、そこはおっしゃってもいいのかなとは思いますが。

○犬飼畜産技術室長 ありがとうございます。当然に、28年度に入って行った行為としての評価もすべきでしょうし、おっしゃるように、それができる、きちんとした準備があっ

たという意味で、この第3中期の評価をする際の材料とするということは、おっしゃるとおりかと思しますので、検討したいと思います。

ほかにございますでしょうか。

27年のところとかなり重複している状況でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうで、委員の方々からいただいたご意見を口頭にて取りまとめてご説明させていただきます。

○上田課長補佐 先ほどまずあったのが、外部支援のところでは、その熊本、ちょっと年度がずれますけれども、熊本地震に迅速に対応できたということも、その27年度中にちゃんと体制を整備できたということも評価の材料としてはどうかという意見があったかと思えます。

あとは、例の乳量のところの数値については、数値以外にもいろいろなタイプの泌乳曲線なり、持続性なり、いろんなタイプの評価を、家畜改良センターはチャレンジしてほしいみたいな意見があったかと思えます。

あと、特に伝染性疾病のところなんですけれども、昨年度は、なかなか人的な措置で万全、侵入を完全に防ぐことはできないというふうな意見も出たんですけれども、それに対して、今回も同様な意見という形でもよろしいですかね。

○居在家委員 ただ、2回出ているんですよ、資料を見させていただくと。だから、北海道の発生率、五、六百頭、発生の中で、2頭というのはどういう位置づけになるのかよくわからないんですけれども、新冠の置かれている周辺の畜産、酪農家さんというか、そこら辺の発生状況はいかがだったんですかね。ぼんとだけ、こう特異的に、家保から言われたんですか。

○俵積田改良部長 日高管内では、直近の発生状況でいきますと、新冠牧場以外ではヨーネ病の発生というのはなく、日高家保管内でいきますと、26年に近隣の3町で78頭、27年に2町で26頭、28年5月末現在で2町で9頭ということで発生をしております。

○犬飼畜産技術室長 これはヨーネ病自体が摘発が非常に難しい病気ということもございまして、2回発生したというよりは一連の発生の中の、全部の牛群を検査をしていって、その中で、その摘発・淘汰をしなければならないということで検査を進めていった結果、出てきたものですので、そういう意味では1回その2月5日に発生して対応して、その後また5月12日に発生をしたというよりも、一連の発生事案という捉え方をして、病気としては見るべきものなのかなというふうには考えております。

ただ、そのPEDの対応ということと、それからヨーネの対応ということ、豚と、それから乳用牛ということで発生しておりますので、そういった5年間の中でたくさんの牧場がある中で2件発生したということ、どういうふうに防疫対策として評価をするのかということ、考えたいと思っております。

○居在家委員 難しいですね。これだけの牛を飼っているとそういうリスクがあるんですよ。だから、これをゼロにすることは絶対できないんですね。

私自身は、そういう疾病をちゃんと見きわめて摘発できるということは、まず評価したいと思います。だから、これは非常に、この職員が日ごろそういう目で牛を見ていて、ちゃんと家畜衛生対策をとっていた。その結果として、その疾病を早期に発見できたということについては、評価すべきだというふうに思います。

ただ、それをどういうふうにして、これから維持して、あるいはそのまん延を防ぐかということに関しては、ノウハウはいろいろあって、例えば周囲の道路状況が舗装されているか、舗装されていないかとか、飼料運搬車がどのぐらいの頻度で来るかとか、どういうルートで来るかとか、集乳車がどういうふうに戻ってくるかとか、いろんな要因が絡んでくるんですよ。雨が多いとか、そういうこともありますし。

だから、私としては、ちょっときつい言い方をすれば、個別的には重々、気持ちの上では酌量の余地はあるんですけども、評価となればまた、ちょっと違う次元にせざるを得ないのかな。

だから、そういう注釈をつけて、何かされたらよろしいと思います。

周りの、新冠の周囲の酪農家にまん延させなかったということに関しては評価されると思いますし、早期に摘発したということに関しても重々、皆さんの常日ごろのそういう見る努力の賜物だというふうには思っておりますけれども。

でも、個人の農家ではないので、モデル……酪農地帯ですからね。そういう厳しさもあってということではないでしょうか。重々、おつらいのはよくわかるんですけども。

○犬飼畜産技術室長 防疫対応のプロセスも評価をすべきじゃないかといった趣旨も踏まえて、第4期中期目標の中では、発生をさせたかどうかという観点だけではなくて、その後の対応が適切に行われているかという観点からも、両面で評価をできるように改めておるところでございます。

それでは、ただいま口頭で説明した意見、それから、今いただいた意見につきましては、議事概要に織り込んだ上で、各委員のご確認をいただくようにしたいと思います。

それでは、あと、事務局から、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

○上田課長補佐 今後のスケジュールなのですが、本日、各委員よりいただいた意見を踏まえつつ、当課において評価案を作成し、官房広報評価課に点検をしてもらうという段取りになっております。

ただ、本日出た各委員からのご意見などをどのように評価書に反映させるか、また案をつくってご相談させていただきたいと思っております。

その後、8月以降に評価書が決定し、センターに通知、あわせて公表ということになります。

ただ、いずれにしても、官房において他法人の評価との整合性を点検するので、結果的に委員のご意見が反映されない場合もありますので、ご留意願いたいと思います。

あと、会議資料及び議事記録については、評価書公表後に公表する予定でございます。

以上です。

○犬飼畜産技術室長 それでは、家畜改良センターの佐藤理事長のほうから、一言ご挨拶いただけますでしょうか。

○佐藤理事長 今日は長い時間にわたりまして、どうもありがとうございました。家畜改良センターを代表しまして、お礼の挨拶を一言申し上げたいと思います。

家畜改良センター部会の委員の先生方におかれましては、本日、平成27年度及び第3期中期目標期間の評価のために、ご多忙の中ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。感謝申し上げます。

また、農林水産省畜産振興課の皆様方におかれましては、本日のセンター部会の開催準備を含めまして、開催にご尽力いただきまして、まことにありがとうございました。感謝申し上げます。

本日、委員の先生方からご意見をいただきました第3期中期目標期間におきましては、東日本大震災と、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響で、本所の粗飼料生産の中止や被災地域の家畜の移動等に関する外部支援などの緊急事案が発生しましたが、そのような状況の中、中期目標の達成に向けて最大限努力し、家畜の改良増殖や飼養管理技術の改善、優良な飼料作物種子の増殖など、業務を着実に実施し、成果を上げてきたところであります。

一方、第3中期に発生しました不適正経理処理につきましては、契約事務取扱規程の大幅な改正などによって再発防止を徹底するとともに、PED等の家畜伝染病、伝染性疾病

については速やかな初動防疫対策や清浄化対策などを実施し、業務の運営の改善を図ってまいりました。

既にスタートを切りました第4期中期目標期間におきましては、政策課題の改善に即した畜産技術の普及や、開発等に業務内容をより重点化することとしており、我が国の家畜改良の推進等に関する、より高い政策効果の実現を図るため、政策実施機関としての役割を踏まえ、今後とも農林水産大臣からの負託に応えるべく、役職員が一丸となって全力で取り組んでいく所存であります。

委員の先生方や畜産振興課の皆様におかれましては、引き続きご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は貴重なご助言をいただきまして、まことにありがとうございました。

どうもありがとうございました。

○犬飼畜産技術室長 ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして熱心なご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

多方面の視点から、それからセンターの今後の業務のさらなる発展のために、貴重なご意見もたくさん頂戴いたしました。

評価をするというのは、よりよい仕事をする組織に発展させるためということでございますので、今日いただいた意見を、私どもといたしましても、また家畜改良センターにおかれましても、前向きに受けとめまして、さらに意味のある組織に変えていくようにしていきたいというふうに思っております。

予定時間を若干過ぎましたが、以上で農林水産省独立行政法人評価有識者会議の家畜改良センター部会を閉会させていただきます。

お忙しい中、ありがとうございました。

午後4時12分 閉会